英米改正税法と財産計画（三・完）

海原，文雄
九州大学法学部教授

https://doi.org/10.15017/1781

出版情報：法政研究. 49 (1/3), pp.55-108, 1983-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

英米の改正税法と財産計画（三・完）

海原文雄

目　次

四　アメリカの一九七六年改正税法

一九五四年の内国歳入法（Internal Revenue Code，以下，I.R.C.と略称する）は、最近の十数年において、二度にわたり大きく改正された。すなわち、一九六九年と一九七六年の各改正税法（Tax Reform Act）である。[1] アメリカの将来における財産計画にとって重要であり、また、前述したイギリスのC.T.T.の創設に相応するのは後者といわねばならない。[2] そこで、本節では、一九七六年の改正税法（以下、T.R.A.と略称する）の中でも、信託法理

の今後の転換にとってとくに関連すると思われる個所を選びながら、同改正税法における問題点とそれぞれの意義を概観することにしたい。[3]

また、一九七六年の T.R.A は、その後、一九七八年の Revenue Act,[4] 一九七九年の Technical Corrections Act,[5] 一九八〇年の Crude Oil Windfall Profits Tax Act,[6] また、一九八一年の Economic Recovery Tax Act,[7] それぞれにより若干の修正が行なわれている。これらのうち、財産計画にとり必要と判断される部分は、本稿でも、その都度触れることにしたい。

まず、イギリスの前述資産移転税と同様に、アメリカの一九七六年の T.R.A. は統一移転課税方式 (unified transfer tax system) を採用する。すなわち、生涯時および死亡時の累積移転に基づく累進課税率をもって、単一の統合された左の図表1による新税率が贈与ならびに遺産の双方に適用されるようになった。[8]

新設の I.R.C. §2010(a) および §2505(a) (1) による四七、〇〇〇ドルという統一税額控除 (unified tax credit) は、資産家に対して概ね適用されてきた旧来の三〇、〇〇〇ドルの生涯時贈与税免除および六〇、〇〇〇ドルの遺産税免除に取って代わって、両者を遺産税額から控除される単一の税額控除（以下、クレジットと略称する）に転換するものであり、以後は、中産階級に対しても同免税の恩恵をより多く享有せしめることを目的とする。[9]

改正税法に基づく新しい統一クレジットは、左記図表4の通りである。[10]

この新しい統一クレジットの採用は、財産計画にとって重要な効果を有する。蓋し、旧法におけるように、自己の資産を生涯時贈与と残余遺産という二つの課税標準に散布し、もってその遺産に適用される税率を低下せしめるため生涯時贈与を濫用するという弊害を防止し得るからである。一九七六年以降は、すべての課税生涯時贈与が遺言者の遺産税を決定するに際しグロスアップされ、遺産税率を高めることになる。[11]

Table 1

New Rate Schedule

(1) Amount subject to tax exceeding	(2) but not exceeding	(3) Tax on amount in Column (1)	(4) Tax rate on excess over amount in Column (1)
$ 0	$ 10,000	$ 0	18%
10,000	20,000	1,800	20
20,000	40,000	3,800	22
40,000	60,000	8,200	24
60,000	80,000	13,000	26
80,000	100,000	18,200	28
100,000	150,000	23,800	30
150,000	250,000	38,800	32
250,000	500,000	70,800	34
500,000	750,000	155,800	37
750,000	1,000,000	248,300	39
1,000,000	1,250,000	345,800	41
1,250,000	1,500,000	448,300	43
1,500,000	2,000,000	555,800	45
2,000,000	2,500,000	780,800	49
2,500,000	3,000,000	1,025,800	53
3,000,000	3,500,000	1,290,800	57
3,500,000	4,000,000	1,575,800	61
4,000,000	4,500,000	1,880,000	65
4,500,000	5,000,000	2,205,800	69
5,000,000	———	2,550,800	70

Table 4

Year	Unified Credit	Exemption Equivalent
1977	$ 30,000	$ 120,666
1978	$ 34,000	$ 134,000
1979	$ 38,000	$ 147,333
1980	$ 42,500	$ 161,563
1981以降	$ 47,000	$ 175,625

また、改正法前では、遺産税率のほぼ七五パーセントに該当する贈与税率の利点が存し、加えて、先にも触れたように、三〇、〇〇〇ドルの生涯時贈与税免除と六〇、〇〇〇ドルの遺産税免除という二本建の特典が規定されていたため、遺産税免除は贈与税免税の不使用により影響されなかった。改正法の統一クレジットによれば、生涯時贈与によるそのクレジットを利用し得ない者は、彼の死亡時にその遺産に適用される全クレジットを有するようになった。逆に、生涯時贈与によりその遺産を減少し得る資産家は、もはやその生涯時贈与の課税により相応に縮減される統一クレジットを有するに過ぎない。要するに、一九七七年以前に存した生涯時贈与に伴う納税上の利点、すなわち、低贈与税率、三〇、〇〇〇ドルの特別免税、二つの課税標準に基づく富の分散が、いずれも改正税法によって除去されたわけで、この結果、生涯時贈与を志向する租税上の誘引が大きく減少されるにいたったといえる。前掲した四七、〇〇〇ドルの統一クレジットは、従来の六〇、〇〇〇ドルから一七五、六二五ドルにまで免税遺産のレベルを高揚し、中間所得者に対する遺産課税を著しく縮少することに役立つであろう。(12)

統一クレジットに基づく税額控除の計算例を若干紹介して置きたい。

〔その一〕　課税遺産が一七五、六二五ドルとせば、前掲図表1により、一五〇、〇〇〇ドルに対する課税は三八、八〇〇ドル、二五、六二五ドル(175,625−150,000)に対する課税は八、二〇〇ドル(25,625×32%)、したがって総課税は四七、〇〇〇ドル(38,800+8,200)となり、図表4により、もし一九八一年の統一クレジットなれば、控除額は四七、〇〇〇ドルであるから、結局、課税額は零となり、一九七七年の統一クレジットなれば控除額は三〇、〇〇〇ドルであるから、課税額は一七、〇〇〇ドルとなる。(13)

〔その二〕　課税遺産が一〇、〇〇〇、〇〇〇ドルとせば、一九八一年に死亡の場合、図表1により、総遺産税は六、〇五〇、八〇〇ドルとなり(2,550,800+5,000,000×70%)、それは、図表4における四七、〇〇〇ドルの統一クレ

ジットにより控除されるから、純遺産税額は六、〇〇三、八〇〇ドルとなる（6,050,800−47,000）。故人が仮に一九八五年まで生存したとせば、総遺産税は四、七七五、八〇〇ドルとなる（一九八一年の ERTA, §402 により、一九八五年度の最高遺産税率は、二、五〇〇、〇〇〇ドル超過分の五〇パーセントに改正されているから、図表1により、税額は 1,025,800+7,500,000×50%）。これは、註10の図表5により、一九八五年の統一クレジットである一二一、八〇〇ドルにより控除されるから純遺産税額は四、六五四、〇〇〇ドルとなる（4,775,800−121,800）。さらに、故人が幸福にも一九八七年まで生存するとせば、統一クレジットは、同じく図表5により七一、〇〇〇ドル増額されるから（192,800−121,800）、彼の純遺産税額は四、五八三、〇〇〇ドルとなる（4,654,000−71,000）。結局、一九八一年に死亡せる場合の故人の遺産受益者は三、九九六、二〇〇ドルを（10,000,000−6,003,800）、他方、一九八七年に死亡せる場合の故人の遺産受益者は五、四一七、〇〇〇ドルを（10,000,000−4,583,000）、それぞれ受領することになるであろう。(14)

〔その三〕 一、五〇〇、〇〇〇ドルの資産を所有する独身者が、彼の死亡前四年に五〇〇、〇〇〇ドルの贈与を行なったとする。まず、改正税法以前の場合を計算してみよう。贈与総額から特別免税の三〇、〇〇〇ドルを差引いて、課税贈与は四七〇、〇〇〇ドルであり、それに対する贈与税は一〇二、〇七五ドルとなる。また、遺産は八九七、九二五ドルであるから（1,500,000−5,00,000−102,075）、特別免税の六〇、〇〇〇ドルを差引いて、課税遺産は八三七、九二五ドルであり、これに対する遺産税は二六五、七三二ドルとなる。したがって、旧法における結合移転税額は三六七、八〇七ドルに計上される（102,075+265,732）。この場合、もし贈与がなされていなかったと仮定せば、遺産額一、五〇〇、〇〇〇ドルから特別免税六〇、〇〇〇ドルを控除した課税遺産一、四四〇、〇〇〇ドルに対する遺産税は五〇三、〇〇〇ドルとなるであろう。

改正法後の統一クレジットのもとでは、以上の計算は、次のように変ってくる。すなわち、課税贈与五〇〇、〇〇〇ドルに対する仮贈与税（tentative gift tax）は、図表1により、一五五、八〇〇ドルであるから、図表4における統一クレジット（一九八一年）の四七、〇〇〇ドルを控除して贈与税は一〇八、八〇〇ドルとなる。次に、課税遺産は八九一、二〇〇ドルであるから（1,500,000−500,000−108,800）、調整課税贈与（adjusted taxable gifts）の五〇〇、〇〇〇ドルをプラスして課税標準は一、三九一、二〇〇ドルとなる、したがって、仮遺産税は、同じく図表1により、五〇九、〇一六ドルである｛448,300+(1,391,200−1,250,000)×43%｝。これから先に計算した贈与税一〇八、八〇〇ドルと同じく統一クレジットの四七、〇〇〇ドルを差引いた三五三、二一六ドルが遺産税となり、結局、改正法における結合移転税額は四六二、〇一六ドルに計上される（108,800+353,216）。この場合、もし贈与がなかったと仮定せば、課税遺産は一、五〇〇、〇〇〇ドルであり、調整課税贈与は零であるから課税標準は同じく一、五〇〇、〇〇〇ドルであり、図表1により、仮遺産税は五五五、八〇〇ドルとなる（448,300+250,000×43%）。したがって、これから同じく統一クレジットの四七、〇〇〇ドルを控除して、遺産税額は五〇八、八〇〇ドルになることが明らかであろう。(15)

被相続人の死亡前三年以内になされた贈与の課税に関して、T.R.A. は §2035 を修正し、納税義務者が彼等の遺産税債務を回避ないし減少するため死亡直前に遺産税より低税率の贈与を濫用する弊を封じている。(16) すなわち、§2035(a) によれば、死亡を予期してなされた否かに拘らず、被相続人により、その死亡前三年以内になされたすべての贈与は、彼の総遺産に包含され、同じく同条(c)により、死亡前三年以内になされた贈与に関し被相続人もしくは彼の遺産により支払われた贈与税は、グロスアップされて彼の総遺産に包含される。

実際問題として、生前贈与は富裕階級にとってのみ有益で、中産階級の納税者は死亡時まで彼等の資産を留保せざ

るを得ないのが一般的であろう。修正 §2035 は両者間の不衡平を是正することを目的とし、前述の統一クレジットと同趣旨の改正法といわねばならない。(17)

もっとも、修正 §2035 には難点もみうけられる。たとえば、死亡直前の贈与は死を意図して遺産税回避のためなされたものとする絶対的な反証を許さない推定は、贈与の専断的な分類であって、連邦憲法修正五条のいわゆるデュー・プロセス・オブ・ローに違反せざるやという合憲性の問題を伴う。(18)

また、修正 §2035 によれば、死亡前三年以内になされた贈与による移転時と贈与者の死亡の間の贈与価格の騰貴は、すべて自動的に遺産税に服するが、贈与価格の評価時点は移転時あるいは死亡時いずれなのであろうか。同じく、移転時と死亡時の間に生じた贈与に帰属する収益は、死亡時の財産価格確定に際し算入されるのであろうか。(19) これらの疑問点は未だ明確に解決されていない。(20)

なお、この修正 §2035 は、(b))項において、同条 (a) 項が §2503(b) による三、〇〇〇ドルの年次贈与税排除 (annual gift tax exclusion) に適用されない旨の例外規定を設けている。三、〇〇〇ドルの贈与税免除は T.R.A. においても変更されずに留保されたものといえよう。(21)

ここでも、三、〇〇〇ドルを超過する贈与に対して §2035(b)（2）が適用され得るや否やの問題、また、同贈与税排除は贈与時の三、〇〇〇ドル以下の価格の贈与を免税するのか、あるいは死亡時の三、〇〇〇ドル以下の価格のみの贈与を免税するのかという疑問が残されるであろう。(22)

T.R.A. における次の大きな改正は、I.R.C. §1023 による繰越標準規則 (carryover basis rule) の新設といわねばならない。(23)

被相続人により所有される彼の死亡時の価格騰貴財産に対する課税標準は、死亡時にステップアップ (step up)

される、すなわち、キャピタル・ゲイン課税に服せず、被相続人の死亡時にステップアップされた標準で相続人に移転するというのが従来の課税規定であった。換言すれば、旧法では、被相続人から取得する財産の課税標準はその遺産価格であったため、被相続人の生存中に生じた上昇価格は所得税に服せず、被相続人による財産の取得と死亡時の間に生ずる価格の上昇は、被相続人による彼の生存中の売却財産に対するキャピタル・ゲイン課税に服しない。したがって、このステップアップ規則によれば、被相続人が死亡せる場合、彼の遺産ないし受益者は、被相続人の死亡時に測定される相続財産の公正市場（fair market value）をその収益課税標準とするのが原則であった。(24)

T.R.A. はこれを改め、一九七六年一二月三一日以降に死亡せる被相続人に関しては、新設の I.R.C. §1023 によって繰越標準規則を適用する。この新規則によれば、同日以降に死亡せる被相続人から取得せる財産の課税標準は、§1023 の規定する四つの調整にしたがって、被相続人の死亡直前における財産の調整課税標準（adjusted decedent's basis）となる。

すなわち、被相続人の財産を相続する遺産ないし受益者は、§1023(b) のフレッシュ・スタート（fresh-start）調整、§1023(c) の遺産税調整、§1023(d) の六〇、〇〇〇ドル最低標準調整および §1023(e) の州相続税調整にしたがって、当該財産に関する被相続人の課税標準を承継することになる。これに対する旧法においては、売却金額は所有者の遺産に包含され彼の死亡時に課税されていたが、もし当該財産が売却されなければ、如何なるキャピタル・ゲイン課税もその上昇価格に対しては支払われなかった。したがって、相続人は被相続人死亡時の財産の市場価格にステップアップされた課税標準を受領することになり、被相続人より高額標準を有するため彼等が当該財産を売却する際は、相続人はより低額のキャピタル・ゲイン課税を支払うことが可能になるであろう。(25)

かかる旧法による抜け穴を封じるため、相続人をして被相続人の始源課税標準を繰越せしめ、もってより高額の課

税を命じたのが改正税法に基づく I.R.C. §1023 の繰越標準規則にほかならない。

ただ、§1023 による具体的な税額の計算はまことに複雑かつ難解をきわめる。アメリカにおいても、その難渋性に辟易したのであろうか、実務界を中心に激しい論議と反撥を呼び、結局、簡易化および再修正の検討のため、先に触れた一九七八年の Revenue Act §551 によって[26]、繰越標準規則は、一九七六年一二月三一日から一九八〇年一月一日まで、その施行期日が延期された[27]。その後のアメリカにおける動向は未だ調査していないため、私はこれ以上述べる資格はないが、いずれにせよ、この繰越標準規則は今後も大きな批判と動揺を余儀なくされ、将来はいずれ全廃されるのではなかろうか。その意味では、本稿で、これ以上立入って検討すべき実益はあまりないように思われるが、ここでは、繰越標準規則の中でも、計算のもっとも厄介なフレッシュ・スタート調整の実例を二、三掲げるにとどめたい[28]。

〔その一〕 被相続人が一九七〇年六月三〇日に五〇〇、〇〇〇ドル価格の未改良投資不動産を取得し、一九七九年五月三一日の彼の死亡に際し、当該不動産が一、〇〇〇、〇〇〇ドルの連邦遺産税価格を有していたと仮定して、一九七六年一二月三一日の調整課税標準を計算してみよう。

連邦遺産税価格の一、〇〇〇、〇〇〇ドルから当該財産取得価格の五〇〇、〇〇〇ドルを差引いた五〇〇、〇〇〇ドルが価格の騰貴である。次に、一九七〇年六月三〇日から一九七六年一二月三一日までの合計日数は二、三七六日であり、また、一九七〇年六月三〇日から一九七九年五月三一日までの総日数は三、二五七日である。したがって、その比率は、

$$\frac{2,376}{3,257}=0.7295$$

この割合を全騰貴価格に適用すると　$500,000×0.7295=$364,750

したがって、被相続人の調整課税標準たる五〇〇、〇〇〇ドルに一九七六年一二月三一日の調整価格たる上記の三六四、七五〇ドルを加えた合計八六四、七五〇ドルが、フレッシュ・スタート課税標準として計上される。(29)

〔その二〕　被相続人が一九六七年一月一日に四〇ドルで証券以外の繰越標準財産を購入した。(30)それを一九八一年一二月三一日の彼の死亡時まで保有し、死亡時のその価格が一〇〇ドルであったと仮定せば、フレッシュ・スタート調整は、次のように計算される。

$$\frac{3,650\ (1967年1月1日から1976年12月31日までの日数)}{5,475\ (1967年1月1日から1981年12月31日までの日数)}\times\$60\ (全騰貴価格)=\$40$$

したがって、フレッシュ・スタート調整后、利得決定のための課税標準は、始源標準の四〇ドルにフレッシュ・スタート調整の右記四〇ドルを加えた八〇ドルとなる。(31)

世代跳躍移転（generation-skipping transfer）に移ろう。T.R.A.による諸改正のうちでも、世代跳躍移転なかんずく世代跳躍信託（generation-skipping trust）に対する課税の新設は、従来の信託制度の濫用を根本的に抑制し、かつ、英米人が昔から愛用する生存者間ないし家族間の信託法理自体を大きく転換せしめる意味で、本節においては特別に重要な改正と思われる。(32)

まず、DeVoreの要約にしたがって、(33)世代跳躍移転に関する改正法の前史ないし趣旨を簡単に瞥見して置きたい。

一九七六年のT.R.A.以前においては、富裕階級はしばしばこの世代跳躍信託という入念な財産計画を利用する

ことにより、財産を二つ以上の世代に移転し、いわゆる永久権禁止則（rule against perpetuities）に違背しない限り、長期間にわたり高率の遺産税を回避することができた。これに対し中産階級は、生計とくに病気に備え、その生存中に子供に資産を移転する余裕なく、その生涯間蓄積を死亡時まで保有し、死亡に際してのみ子供にそれを譲渡するのが通例であった。しかも、その遺産は連邦遺産税に服するため、子供のため意図した財産は著しく減少される。このサイクルは子供と共に繰返され、中産階級にとっては、その財産を死亡時まで孫に移転することも不可能であり、仮に孫に移転したとしてもそれは子供の遺産に対する連邦遺産税により二重に減少されることには変りなかった。

他方、富裕者は、財産を子供のための生涯間の信託で別枠に置き、その信託が設定されたときに贈与税のみを支払えば足りる。しかも、設定者が信託財産に所有の属性を留保せざる限り、その死亡に際してそれは遺産に包含されない。換言すれば、その信託は子供達を生涯間利益せしめながら、彼等の死亡に際しても彼等の遺産に包含されなかった。信託により、子供達に発生するこのような利益は、実質的には信託元本の所有に等しいにも拘らず当該信託は彼等の遺産に入らなかった。このため、富裕者の信託元本は、中産階級なれば本来支払うべき遺産税によって減少されることなく、単に贈与税にしたがってのみ（それは遺産税率の約七五パーセント）、設定者の孫達に移転することができた。(34)

両者間のこのような不衡平は、遺産税に関する累進課税率の効果自体にまでも悪影響をおよぼし、富裕階級をして安易に遺産税回避を助長せしめる弊害を伴った。中産階級の遺産に対する課税を減少せしめ、もって富裕階級との課税上の衡平を期して改正されたのが、T.R.A. における世代跳躍移転税の新設にほかならない。(35)

世代跳躍移転税は、連邦遺産ならびに贈与税に関する I.R.C. の Subtitle B を修正し、Tax on Certain

Generation-Skipping Transfers と題して付加された新しい Chapter 13 の §§2601—2622 に規定される。[36]

右の世代跳躍移転条項は、死亡その他による受益権の終了に際し直接の譲渡人の遺産に課税されないような信託もしくは信託に等しい制度（後述）により、二世代以上にわたって移転された財産に課税するものであり、その主たる目的は、もし当該財産が信託以外の方法により直接に移転されたならば課税されたであろう税額にほぼ匹敵する税額を、かかる世代跳躍移転に賦課することにある。[37]

換言すれば、新設された Chapter 13 の目標は、信託に対し受益権もしくは指名権（後述）を有する中間ないし跳躍世代の各メンバーを信託財産の所有者として取扱い、同時に、信託財産に対するかかる受益権ないし指名権が中間世代レベルから継承世代における受益者に移転するとみなされるときに、中間世代レベルのそれぞれに対して移転税を賦課することにあるといえよう。[38]

世代跳躍移転税の仕組および具体的な課税計算もまた甚だ複雑であるが、各条項における以下の特殊な用語の定義ならびに解釈が、すなわち世代跳躍信託自体の概念を把握するために、もっとも役立つものと思われる。

まず、世代跳躍移転 (generation-skipping transfer) とは、§2611(a) によれば、世代跳躍信託もしくは世代跳躍信託に相応する制度 (generation-skipping trust equivalent) に関する課税配分 (taxable distribution) または課税終了 (taxable termination) を意味する。[39]

次いで、§2611(b) において、世代跳躍信託 (generation-skipping trust) とは、一世代以上にわたり指定 (assign) されるより若き世代の受益者 (younger generation beneficiary) を有する信託と定義される。[40]

この場合、受益者 (beneficiary) なる用語、また、それに関連する受益権ないし指名権なる概念は、世代跳躍信託の特質を理解するために格別の意義を有するものといわねばならない。

§2613(c)（3）によれば、受益者は、信託に関し現在ないし将来の受益権（interest）または指名権（power）を有する者と定義され、同じく§2613(d)の（1）および（2）において、上掲の受益権と指名権はきわめて広義に規定されている。

すなわち、信託からの収益ないし元本を受領する権利およびかかる収益ないし元本の受領許容性を受益権と[41]、また、信託の元本ないし収益の受益的享有を確定もしくは変更する権限を指名権という[42]。

上記§2613(c)（3）および(d)（1）（2）にいう前段の受益権の方は別に問題ないが、後段に規定される指名権の方には疑問を覚えざるを得ない。蓋し、指名権を有する受託者および指名権者（donee of the power）を受益者と解する本規定は、伝統的な信託法理とは根本的に違背するからである。そこまで広義に解して、世代跳躍移転に課税する必要が果して存するのであろうか[43]。

受益者に関しては、また、§2611(c)（7）に、次のような規定もある。すなわち、もし信託の受益者が遺産ないし信託、組合、法人もしくはその他の実在者（entity）なれば、かかる実在者を通じ信託に間接的な受益権または指名権を有する個人は、信託の受益者とみなされ、本条前項のもとの世代に指定さるべしと。

ここでも、一般の信託法理から離脱する不合理性が感じられる。実在者が受益者の場合、それは個人に還元されないというのが信託法の一般原則でなかろうか[44]。

先に、§2611(b)で用いられた指定（assign）という語句であるが[45]、設定者以外のすべての人が属する世代は、続く§2611(c)にしたがって、次のように決定される。すなわち、同条（c）（1）によれば、設定者の祖父母の直系卑属たる個人は、設定者の祖父母と彼の間の世代数を祖父母と設定者の間の世代数に比較することによって決定される。一寸分り難い規定であるが[46]、この場合、設定者と設定者の祖父母の間の世代数は常に一つであるから、信託の各

受益者は、その受益者と設定者の祖父母の間の世代数から一世代を差引いた世代に指定されるわけである。(47)

上記の家族関係以外では、§2611(c)（5）により、設定者の年齢に対する受益者の年齢に基づいて世代が指定される。すなわち、一世代を二五年とし、設定者はその世代の中間にあると推定されるため、設定者より一二・五年以上若い者は設定者の下の第一世代に、三七・五年以上若い者は設定者の下の第二世代に、それぞれ指定される。(48)

以上を要約すると、世代跳躍移転の成立のためには、次の三要件の充足が必要といえるであろう。(49)すなわち、㈠信託もしくは信託に相応する制度、㈡二ないし三世代以上にわたり受益権もしくは指名権を有する受益者、㈢信託設定者の世代より若き世代。

右の三要件に続けて、さらに、先に解説を残して置いた§2611(a)における課税配分と課税終了という二用語の分析が試みられなければならない。(50)

前述したように、世代跳躍移転課税は課税配分と課税終了が存する場合に初めて発生する。

課税配分（taxable distribution）に関しては、§2613(a)（1）において、次のように定義される。すなわち、課税配分とは、世代跳躍信託から、現在の受益権ないし指名権を有するより若い世代受益者の世代指定よりさらに若い世代に指定されるより若い世代受益者に対する信託の収益からでないすべての配分をいう。本規定も些か不明瞭な定義であるが、もっと簡単に表現すると、元本配分信託から第一世代受益者の存在する第二世代受益者へ対しての元本配分とでも要約できるであろう。(51)

換言すれば、課税配分の二要件として、㈠元本配分が行なわれること、㈡より若き世代受益者に対する元本配分は、被配分者よりも年長の世代に指定されるより若い世代受益者、すなわち、信託に現在の受益権ないし指名権を有し、かつ、配分受領者の世代より年長の世代であるより若い世代受益者よりも、さらに若い世代受益者（younger

Younger Generation Beneficiary）が存在せねばならない。[52]

収益がこの場合免税されるのは、収益配分は二重に課税さるべきでないという所得税との関連が考えられるからである。[53]

たとえば、子供達に生涯間収益、孫達に残余権という信託なれば、その子供達が生存中の孫達に対する元本からの配分はすべて課税配分とみなされる。あるいは、設定者の子供のSに収益を、Sとその直系卑属に元本を使用する指名権を受託者に付与する信託が設定されたとせば、Sの直系卑属に対する元本の配分はすべて課税配分となる。蓋し、それは、㈠ 収益配分でなく、㈡ より若き世代受益者が存在し、㈢ より年長の世代であるより若き世代受益者たるSが存在するからである。[54]

なお、§2613(a)（1）の後段で規定されるように、右の場合の年長であるより若い世代受益者は、現在の受益権ないし指名権を有する者でなければならない。[55]

同じく§2613(a)は（2）項において、収益配分は、もし収益と元本の配分が同一課税年度中になされるならば、もっとも世代の古い指定受益者に帰属し、世代の低順位（descending order）にある受益者に対しては元本配分とみなされる旨の例外規定を設けている。[56]

続く課税終了（taxable termination）に関しては、§2613(b)（1）で定義される。[57] すなわち、課税終了とは、信託のより若い世代受益者より年長の世代に指定されるより若い世代受益者の、世代跳躍信託における受益権ないし指名権の、死亡、時の経過、指名権の行使または不行使、その他による終了を意味する。先の課税配分と同じく、ここでも§2613(b)（1）の後段で、この課税終了は、将来の受益権ないし指名権以外の如何なる権利をも有しない者の受益権ないし指名権の終了を包含しない旨が規定されている。要するに、第二世代受益者の存在する場合の第一世代

受益者による世代跳躍信託に関しての受益権ないし指名権の終了にほかならない。

本規定も、一読その意義を把握し難いが、むしろ設例で理解する方が容易であろう。

たとえば、より若き世代受益者である子供のSに収益が支払われ、Sが四〇歳に達したときに元本がそのとき生存しているSの直系卑属に代襲して支払われるという信託が設定されたとせば、Sの四〇歳に達したときに、Sの受益権の課税終了を生じる。蓋し、より若き世代受益者たるSの受益権は終了し、また、Sの世代よりさらに若き生存せる世代受益者たる直系卑属が存在するからである。(58)

あるいはまた、Gが甥のXに生涯間収益を、甥の子供のYに元本をという世代跳躍信託を設定したとせば、Xの死亡に際し彼の受益権は終了し、課税終了が発生する。何となれば、㈠ Xは終了直前のより若き世代受益者であり、㈡ Xはまた、Yの世代指定より年長であり、㈢ さらに、Yは終了直前の信託のより若き世代受益者だからである。(59)

世代跳躍信託の課税計算に際しては、今一つ、みなし譲渡人（deemed transferor）という特殊の用語が存することも看過できない。§2612(a) によれば、このみなし譲渡人とは、譲渡人の他の親よりも信託の設定者により近く関係する財産譲受人の親をいう。

たとえば、設定者の子供に生涯収益権、残余権が子供の死亡時における彼の子供達（孫達）に支払われる信託が設定されたとせば、その子供は、孫の他の親すなわち子供の妻よりも設定者により近く関係する孫の親であるから、みなし譲渡人とされる。ただし、このみなし譲渡人は必ずしも信託の受益者たることを要しない。(60)

なお、世代跳躍移転の実際の課税計算に際しては、各種の課税延期および控除の規定も多数設けられているが、ここでは、孫に対する移転時の二五〇、〇〇〇ドル排除、すなわち grandchild exclusion が存することだけを指摘するにとどめたい。(61)

最後に、世代跳躍移転に際しての実際的な課税方法を略述して置こう。前述の統一クレジットとか繰越標準規則にくらべると、世代跳躍移転税の計算は割合に容易である。

まず、I.R.C. §2601 により、§2602 で決定される金額をもってあらゆる世代跳躍移転に課税されると前置きし、続けて、§2602(a) で、税額計算の一般的な規則を設けている。

すなわち、世代跳躍移転の税額は、§2602(a)（1）による以下の四つの金額の総計に対し §2001 (c)の税率に基づき計算される仮の税額が、同じく §2602(a)（2）による仮の税額を超過する金額であるとして、(a)（1）は、(A) 移転時に決定される移転財産の公正市場価格、(B) みなし譲渡人によるすべての先行移転の総市場価格、(C) 本移転前にみなし譲渡人によってなされた調整課税贈与額、(D) もし本移転時もしくは移転前にみなし譲渡人が死亡せば、みなし譲渡人の課税遺産 (taxable estate) の四つを列挙する。ここにいう §2602(a)（2）とは、上記（1）項の(B)、(C)、(D)のもとで決定される金額の総計に対する仮の税額である。

右の §2602(a) が規定する税額決定に関しての一般則を要約すると、次のようにいえるであろう。(62)

世代跳躍移転に服する財産の価格は（上記A）、㈠ みなし譲渡人のすべての先行世代跳躍移転額（上記B）、㈡ みなし譲渡人による一九七六年以降になされたすべての課税贈与（上記C）、㈢ もし世代跳躍移転時ないし移転前にみなし譲渡人が死亡せば、みなし譲渡人の課税遺産（上記D）の三つに付加され、この総計に対して新統一税率で計算される税額を第一仮税額とし、次いで、右の㈠、㈡、㈢におけるみなし譲渡人による移転の総額に対して計算される税額を第二仮税額とせば、第二仮税額に対する第一仮税額の超過額すなわち、§2602(a)（1）における（A）+（B）+（C）+（D）の課税額から（B）+（C）+（D）の課税額を差引いた金額が、世代跳躍移転税額となる。

大変込み入った規定であるが、たとえば、ある設定者が彼の娘と孫に生涯間収益を、また、これら受益者のいずれ

に対しても元本を使用し得る指名権を受託者に付与する信託が設定されたとして、ある課税年度中に、受託者が本信託の全収益を配分し、加えて、孫に対し元本の三〇〇、〇〇〇ドルの配分を行なったと仮定する。より年長の世代受益者すなわち娘が元本配分がなされるときに生存しているとせば、当該配分は前述の課税配分にほかならない。この娘はみなし譲渡人と解せられ、世代跳躍移転の五〇、〇〇〇ドルは[63]、娘の先行跳躍移転額の一〇〇、〇〇〇ドルおよび先行課税贈与額の七五、〇〇〇ドルが存したとして、それらに付加され総計二二五、〇〇〇ドルとなる（$50,000＋$100,000＋$75,000）。この二二五、〇〇〇ドルに対する新統一税率に基づく税額は六二、八〇〇ドルである[64]。また、娘が行なった先行贈与ならびに先行世代跳躍移転の一七五、〇〇〇ドル（$100,000＋$75,000）に対する同じく新統一税率に基づく税額は四六、八〇〇ドルである[65]。したがって、両者間の差額である一六、〇〇〇ドル（$62,800－$46,800）が、この娘が負担すべき本課税配分に対する世代跳躍移転税額となる[66]。

いま一つ設例を挙げて置きたい。たとえば、Gが子供のAの妻に生涯間の収益、かつ、曽孫Bに元本という信託が設定されたとする。一九八一年に世代跳躍移転が行なわれたとせば、Aはみなし譲渡人である。世代跳躍移転時の移転財産価格が五〇〇、〇〇〇ドルとし、Aは生存中に如何なる課税ないしみなし移転も行なっていない。一九八〇年以降に死亡せるAの課税遺産は二五〇、〇〇〇ドルとする。もしAが彼の妻の死亡時に生残するとせば、世代跳躍移転に対する課税額は一五五、八〇〇ドルとなる[67]。この場合、移転後三年以上でAが死亡すると仮定して、遺産税債務は二三、八〇〇ドルであるから[68]、Aのみなしおよび実際の移転に対する結合移転税額は一七九、六〇〇ドルとなる（$155,800＋$23,800）。

本設例で、もしAが妻の死亡時に生残していないとせば、世代跳躍移転に対する課税額は、§2602(a)（1）（D）により、Aの課税遺産で計算されるから一七七、五〇〇ドルとなる[69]。したがって、Aの課税遺産に対する税額は前述

したように二三、八〇〇ドルであるから、Aのみなしおよび実際の移転に対する結合移転税額は二〇一、三〇〇ドルである（$177,500+$23,800）。[70]

一九七六年のT.R.A.においては、上述の世代跳躍信託税の新設とならんで、いま一つ、信託と課税、なかんずく財産計画の立場から甚だ注目すべき重要な修正が行なわれている。すなわち、財産計画に際してもっとも著名な判例とされてきたU.S. v. Byrum事件（以下、バイラム・ケースと呼ぶ）の法理を破棄し[71]、いわゆる反バイラム法則（Anti-Byrum Rule）を樹立したI.R.C. §2036(a)における新しい追加条項にほかならない。[72]

問題点の解明に先んじて、条文をまず紹介して置こう。

§2036は、留保された生涯不動産権（retained life estate）を有する移転と題し、その(a)項において、次のように一般原則を規定する。すなわち、総遺産の価格は、被相続人が、生涯間ないし彼の死亡に関連せざる不確定期間もしくは死亡前に実質的に終了せざる何等かの期間、信託その他により、以下の権利を留保して財産を移転した場合、その権利の程度まで、当該全財産の価格を包含すべしと規定して、続けて、(1) 当該財産の占有ないし享有またはそれからの収益権、(2) 単独もしくは他人と合同して、当該財産もしくはそれからの収益を占有または享有すべき者を選定する権利と二項目を列挙している。ここまでは旧規定であるが、T.R.A.は、その後に、上記(1)項の目的のため、留保された株式に関する議決権の留保は、かかる株式の享有の留保と解すべしという条項を新しく追加している。この新追加条項は、留保された株式（retained stock）における議決権の留保云々と規定するが、これは誤りで、譲渡された株式（transferred stock）に関する議決権の留保と訂正されるべきであろう。[73]

新追加条項の趣旨を要約すると、譲渡せる株式の議決権の譲与者による留保は、彼による株式の享有の留保であり、それは株式の価格が彼の総遺産に包含さるべきことを命じるのであって、換言すれば、信託に移転された株式に

関する議決権の留保は、当該株式の享有の留保と解さるべき旨を規定したものである。(74)

§2036(a) における右の新設追加条項は、簡単に僅か二行で済まされているが、前記したように本条項が反バイラム法則とも呼ばれる所以ならびに本条項が追加された意義を理解するためには、T.R.A. 以前の前史ともいうべき本問題に関するリーディングケースのバイラム・ケースに遡る必要がある。

バイラム・ケースの事実の概要は、以下の通りである。

被相続人たるバイラムは、彼の子供達の利益のため、もし彼等が信託終了前に死亡せば彼等の生残せる子供達のため、三つの閉鎖会社の株式を撤回不能信託 (irrevocable trust) に移転した。信託証書によれば、法人受託者 (Huntington National Bank) を単独受託者に選定し、信託財産の支配ならびに運営に関する広範かつ詳細な権限を受託者に付与、ただし、受託者の本権限は、バイラムにより留保される次の諸権利にしたがって、受託者の単独裁量権に基づき行使され得る。すなわち、(1) 移転された株式の議決権、(2) 信託に移転された株式を含む信託資産の売却ないし譲渡の不承認、(3) 投資および再投資の承認、(4) 受託者の更迭かつ承継者たる他の法人受託者の選任。一九六四年のバイラムの死亡時、彼は各会社の通常株の約七一パーセントに関し議決権を継続所有していた。内国歳入委員会は、バイラムにより留保される権利に基づき信託に移転された本株式は、§2036(a) のもとに、彼の総遺産に包含されると決定。これに対し、バイラムの遺産の遺言執行者は付加税（一三、二〇二ドル）を納付した後、連邦地裁にその還付訴訟を提起して勝訴。控訴審もこれを確認したので政府側が上告したのが本件である。(75) 上訴棄却、原判決が支持された。

以下、Powell 裁判官の多数意見を要約する (White, Brennan, Blackmun の反対意見があるも省略)。

信託財産ないしそれからの収益を享有する者を選定する権利という §2036(a) (2) に関し、バイラムはかかる権

利を有せず、したがって、移転された株式は彼の総遺産に包含されない。同条（a）（2）のいう享有者を選定する権利（right）とバイラムの有する権限（power）とは区別さるべきで、権利は法的に強制し得るものであり、信託証書でバイラムに留保される権限はこれに該当しない。バイラムは信託によって保有される株式の議決権を留保する。しかし、バイラムでなく法人受託者のみが収益を支払い、その収益を享有する受益者を選定する権利を有するのであって、バイラムが信託の収益の流動に関しどのような権限を有するにせよ、それは信託証書に特定される法的な権利からではなく、単に彼が三つの会社の取締役の多数を選出し得るという事実からのみ派生するものに過ぎない。蓋し、バイラムの有する取締役選出の権限は、配当を支払うか含かを取締役に命じる如何なる法的権利をも彼に付与するものではないからである。バイラムは単に権限を留保するのみで、§2036(a)（2）の規定する法的な権利を留保するものではない。

また、会社の取締役たる者は、会社の犠牲で自己の利益向上のため、その権限を誤用すべきではないという信認義務（fiduciary duty）を負う。バイラムの影響が取締役に対し如何に大であるにせよ、取締役の責任は全株主に対するものであり、信託の必要性あるいはバイラムの願望とは全く無関係の法的な基準にしたがって強行され得るものである。バイラムも同様に、かかる信認義務に基づき彼の地位の濫用から抑制さるべきであって、彼の取締役に対する支配権といえども、§2036(a)（2）の規定せる享有者を選定する法的な強行可能な権利ということは決してできない。(76)

いま一つの理由として、判旨は、§2036(a)（1）のいう財産の享有（enjoyment of property）なる語句の解釈を挙げて、政府側の主張を退けている。すなわち、税法上、享有という語句は、技術的な用語ではなく、むしろタイトルないし遺産について技術的な権利付与（vesting）する以上の実質的な現在の経済的利益（substantial present

economic benefit) を意味する。ところが、バイラムは会社の支配を信託に移転したわけでなく、彼の移転した財産は株式に過ぎない上に、彼による移転株式に関する議決権の単なる留保は、かかる実質的な現在の経済的利益を留保するものとはいえないであろう。したがって、本件バイラムによる留保権は、§2036(a)（1）の意図する財産の享有のタイプを構成するものではないと。(77)

結局、信託の設定者バイラムによる移転株式に関しての議決権の留保は、§2036(a)（1）のいう享有 (enjoyment) の留保でもなければ、同じく §2036(a)（2）の規定する享有者の選定権 (right to designate) でもなく、信託に移転された本株式の価格は、両条項のもとに彼の総遺産に包含されないと判決されたわけである。

以上のバイラム・ケースの判決は、続く (Estate of Gilman v. Commissioner) 事件（以下、ギルマン・ケースと呼ぶ）においても踏襲されている。(78)

バイラムおよびギルマン両ケースの判決は、閉鎖会社における支配的株主が会社の支配ならびに遺産税の回避を享有することを可能ならしめるものだけに、同判決に対するその後の論争と批判も大変厳しかった。とくに、前述したバイラム・ケースの判決理由のなかで、いわゆる信認義務を被相続人にまで負担せしめた点、また、被相続人による議決権の留保が何故実質的な現在の経済的利益に該当しないのかという点で、同判決は確かに説得力に欠けるところがあり、同時にまた、牽強付会的な印象を多分に受けざるを得ない。それはさらに、富裕者による信託制度の濫用を通じての会社の支配ならびに遺産税の回避を助長せしめる風潮を来すものと断じられても仕方ないであろう。(79)

一九七六年の T.R.A. が追加条項によって §2036(a) を修正し、反バイラム法則を新設したのも、換言すれば、信託に移転した株式に関し議決権を留保する譲与者は、その死亡時の市場価格で彼の総遺産に当該株式の価格が包含せしめられるように改められたのは、まさにかかる批判に答えたものにほかならない。このことはまた、議決権の留

保が、T.R.A. 以降、もはや節税のための有効な財産計画とは称し得なくなったことを物語る。(80)

なお、§2036(a) による反バイラム法則とならんで、信託の譲与者が同じく支配権を留保するいわゆる不完全信託 (defective trust) すなわち譲与者信託 (grantor trust) の問題も残る。§2036(a) の意図するところは、結果的にはかかる譲与者信託と軌を一にするものといえよう。

信託の設定者が信託財産および収益に対し実質的な支配権を留保する場合、遺産税目的のためには、信託で保有される財産は譲与者の総遺産に包含されるというのが反バイラム法則であるが、他方、所得税目的に対しては、控除ならびにクレジットは譲与者に帰属し、彼はあたかも信託財産の所有者の如く解されて課税されるというのが、I.R.C. §671—678 の規定する有名なクリフォード (Clifford) の原則である。(81)

しかし、この譲与者信託は所得税の課税対象に関する法理が中心であって、本稿の問題意識とは次元を異にする上に、私はかつて別稿で、(82) かかる譲与者信託と課税の問題をクリフォード原則と題して論じたことがあるから、ここでは、ただ、T.R.A. が §1371(a)（2）に新しく（f）項を追加したという一事だけを指摘するにとどめる。(83)

以上、T.R.A. における主要な改正個所から、私は、統一移転課税方式、繰越標準規則、世代跳躍移転税、反バイラム法則の四項目を選んで、それぞれの内容と特徴を概観したわけであるが、T.R.A. では、このほかにも未だかなり多くの改正が行なわれている。いずれも財産計画にとっては看過できないところではあるが、信託自体に対し重要な影響をおよぼすと思われるものに、上記四項目以外で、とくに蓄積信託 (accumulation trust) と配偶者控除 (marital deduction) に関する修正という問題が残されている。

ただ、この蓄積信託と配偶者控除は既に一九六九年の改正税法で大改正が行なわれており、一九七六年法では、それが踏襲されながら部分的に修正が施されているに過ぎず、さらに、両法理の精しい内容ならびに一九六九年法によ

る改正に関して私は別に詳述したところである。(84)

そこで、本節では重複を避けるため T.R.A. における両法理の修正個所から重要と思われる部分だけを最後に簡単に紹介することにして、それらに対する解説ないし所感はなるべく省略することにしたい。(85)

蓄積信託の課税計算に関しては、一九六九年の改正税法により厳格方式 (exact method) と短期切断方式 (short-cut method) の二方法が併用されていたが、一九七六年の T.R.A. はこの二者選択方法を廃止して、新しく修正された短期切断方式のみを採用している。(86)

従来の厳格方式における記録保持の難点を除去し、また、複雑な短期切断方式を単純化するのが改正税法の趣旨のようであるが、新短期切断方式と雖も相変らず難渋であって、改正前にくらべ課税計算は決して容易になったものとは感じられない。

改正された新しい短期切断方式による課税計算の一例を以下に引用して置く。(87)

一九七七年に信託の通常収益一〇〇、〇〇〇ドルの配分を受領する受益者は（仮に Ann と名称す）、まず、信託の一九七七年の配分可能純収益（本設例では四〇、〇〇〇ドル）を差引かねばならない。この当座配分収益は、§§ 661—663 にしたがって受益者に課税される。残額六〇、〇〇〇ドルは Ann に対する蓄積収益配分であり、彼女は新短期切断方式のもとに、次の五段階にしたがって、この蓄積収益配分に対する課税を計算せねばならない。

第一段階。蓄積配分が遡及さるべき先行課税年度数の決定は、I.R.C. §665(e) にしたがって行なわれ（改正法では、キャピタル・ゲインの遡及なし）、それによれば、一九七三年以後に始まる課税年度になされた蓄積配分は一九六九年一月一日ないし同日以降に始まる信託の年度にのみ遡及し得る。前記 Ann の六〇、〇〇〇ドルは、一九七一年から一九七六年における歴年家族間信託によって蓄積されたもの仮定せば、先行課税年度数は六年となる。(88)

第二段階。蓄積配分に対する部分課税（partial tax）を計算するための基準期間（base period）は、配分年度直前の受益者の五年間にわたる課税年度とされる。ただし、受益者の収益が最高かつ最低であった二年間の課税年度はこの五年間から排除されるため、実際は三年間の基準課税で構成される。この点では旧法と変らない。また、もし受益者がこの五年間のいずれかの年度に損失を有するならば、当該年度の課税収益は零とみなされる。(89) 本設例でいえば、Ann が一九七六年に一二、〇〇〇ドル、一九七五年に一五、〇〇〇ドル、一九七四年に一二、〇〇〇ドル、一九七三年に八、〇〇〇ドル、一九七二年に一六、〇〇〇ドルを各利得したと想定すると、部分課税計算のための Ann の三年基準期間は一九七六年、一九七五年および一九七四年となる。

第三段階。三年間基準期間が決定された後、受益者は蓄積配分平均額（average amount of the acumulation distribution）を三年間の各年度に対する受益者の課税収益に加えねばならない。この場合の蓄積配分平均額は蓄積配分の全価格と配分に関し信託によって支払われた税額を加え、その総額を第一段階で算定された遡及年度数により割ることによって決定される。(90) すなわち、Ann は、一九七七年に六〇、〇〇〇ドルの蓄積配分を受領し、それが蓄積された期間の配分に対し信託が一二、〇〇〇ドルの税額を支払って居り、その支払われた税額も Ann に分配されたものとみなされる。したがって、蓄積配分平均額は七二、〇〇〇ドルを六年によって分割された一二、〇〇〇ドルとなる。この一二、〇〇〇ドルが第二段階で決定された一九七六、一九七五、一九七四の各基準年度に対する Ann の課税収益に加えられるのであるから、Ann の調整課税収益は、一九七四年度は二四、〇〇〇ドル（$12,000＋$12,000）、一九七五年度は二七、〇〇〇ドル（$15,000＋$12,000）、一九七六年度は二四、〇〇〇ドル（$12,000＋$12,000）となるであろう。

第四段階。三年間基準期間に対して受益者課税における平均増加額は三年の各年度に対する増加課税を付加し、そ

の総額を三で割ることによって計算される。[91] すなわち、Ann の課税額は、第三段階に基づく彼女の収益における蓄積配分平均額の包含の結果、一九七四年に四、〇〇〇ドル、一九七五年に三、〇〇〇ドル、一九七六年に二、〇〇〇ドル、それぞれ増加されたと仮定して、Ann の課税に対する平均増加額は、九、〇〇〇ドルを三で割った三、〇〇〇ドルとなる。

第五段階。蓄積配分に関する部分課税は、第四段階で到達した課税平均増加額に第一段階で出された遡及年度数を乗じ、次いで、付加配分 (additional distribution) とみなされる信託によって支払われた税額を減じることによって算出される。[92] すなわち、Ann の課税平均増加額は第四段階でみられるように三、〇〇〇ドルであるから、受領せる蓄積配分に関する部分課税は、三、〇〇〇ドルの六倍で一八、〇〇〇ドルであり、これから信託によって支払われた前出一二、〇〇〇ドルを差引くと六、〇〇〇ドルとなり、結局、Ann は最終的に所得税に対し六、〇〇〇ドルの付加税を負担することになるわけである。

いま一つ附言して置くと、従来の蓄積信託に関する遡及法則には多くの重要な例外が設けられていたが、[93] 一九七六年の T.R.A. も前述の遡及法則に対し若干の例外を規定している。

たとえば、同一年度内に二つ以上の信託から蓄積配分を受領する受益者は、収益に関し第三ないしその後の信託によって支払われた課税に対しクレジットを受領しない。いわゆる新重畳信託罰則 (new multiple trust penalty) である。[94] ただし、同一年度内の同一受益者に対する信託からの全先行蓄積配分が一、〇〇〇ドル以下の場合はこの限りでない。[95]

また、受益者の未出生もしくは未成年の間に家族間信託により蓄積された収益に関しては、本遡及法則は適用されない。[96]

なお、T.R.A. は、旧来のキャピタル・ゲインに関する遡及法則を廃止している。(97)

旧法におけるこの法則は、キャピタル・ゲインの蓄積信託を通常の収益蓄積と同様な方法で元本に割当てることを意図し、キャピタル・ゲインの蓄積が信託における低所得階層たる信託に課税され、しかも後に高所得階層たる受益者に課税なしで配分されることを防止するために設けられたものであったが、ここでも同法則適用の繁雑性の故をもって T.R.A. により廃止されたわけである。

代わりに、T.R.A. は、信託に課税の支払を転稼せしめる目的をもって未換金騰貴価格を有する財産を信託に置くことの濫用を特別則により防止し、もって騰貴財産が信託設定者により売却され、その売得金が信託に移転されたものとして取扱う。すなわち、改正法によれば(98)、信託が設定者による信託への始源移転日より二年以内に利得をもって信託財産を売却ないし交換する場合、もし信託設定者がその移転日に当該財期を売却したとせば彼が支払ったであろうような算入利得（includible gain）に関する増加税に等しい価格をもって信託に対し課税される。(99)

要するに、新特別則によって、信託に移転された騰貴資産の性格はすべて信託の設定者に関して決定されるわけで、信託の移転後二年以内の売却ないし交換に際しての利得を設定者の所得階層をもって信託に課税するものであり、換言すれば、二年以内の売却に関しては信託があたかも設定者の代理人の如く取扱われ、信託による活動もすべて設定者に帰属されるものといえるであろう。(100)

次に、T.R.A. における配偶者控除は、控除額が増加された以外に一九六九年改正法と大差はない。

T.R.A. は遺産税ならびに贈与税の配偶者控除を、次のように規定している。すなわち、一九七六年以降に死亡せる被相続人の遺産に関しては、被相続人から彼の配偶者に移転する財産に対しての最高配偶者控除は二五〇、〇〇〇ドルもしくは被相続人の調整総遺産価格の五〇パーセントのうち大なる方である。(101) また、贈与者により一九七六年以

降になされた配偶者に対する生存者間贈与は、かかる贈与の最初の一〇〇、〇〇〇ドルに対しては一〇〇パーセントの無制限の配偶者控除が認められるが、当該贈与の次の一〇〇、〇〇〇ドルに対しては配偶者控除は存在せず、ただし、二〇〇、〇〇〇ドルを超過する贈与者の配偶者に対する贈与価格の五〇パーセントに対し配偶者控除が許容される。(102)

この場合、生存者間移転に対する配偶者控除と、続く贈与者の死亡に際し彼の遺産に対し有効な配偶者控除との間の関係はかなり複雑である。すなわち、一九七六年後、もし個人による彼の配偶者に対する生存者間贈与が二〇〇、〇〇〇ドルより少額であれば、彼の遺産に対し適用され得る配偶者控除は、かかる贈与に対する贈与者の生存者間配偶者控除が贈与財産価格の二分の一を超過する限度で減少されねばならない。換言すれば、T.R.A. は、遺産税配偶者控除の限界価格が、一九七六年以降の配偶者に対する生存者贈与に対し当該贈与価格の五〇パーセントを超えて被相続人に許容される贈与税配偶者控除額によって、減少もしくは削減（cut down）されることを要求する。(103)

たとえば、ある贈与者の一九七六年以後に総額一五〇、〇〇〇ドルを彼の配偶者に対して贈与し、彼の妻に三〇〇、〇〇〇ドルの調整総遺産を残して死亡したとする。許容される贈与税配偶者控除は一〇〇、〇〇〇ドルであり、これから配偶者に対する贈与の五〇パーセントすなわち七五、〇〇〇ドルを差引いた二五、〇〇〇ドルが許容贈与配偶者控除の超過額（削減価格）である㈠。調整総遺産の五〇パーセントは一五〇、〇〇〇ドルであるから選択限界価格は二五〇、〇〇〇ドルであり、超過贈与税配偶者控除額すなわち上記削限価格の㈠をこの二五〇、〇〇〇ドルから差引いた残りの二二五、〇〇〇ドルが最高遺産税配偶者控除となる。(104)

T.R.A. における配偶者控除額の修正は、また、先に述べた統一税額控除の新設と密接な関連を有することに注意せねばならない。(105) 前述したように、新しい四七、〇〇〇ドルの統一クレジットは、一九八〇年以降に始まる年度の遺

産に対し一七五、六二五ドルの免税に相応することは図表4で既に示した通りである。

したがって、遺産税配偶者控除額の増加、すなわち、二五〇、〇〇〇ドルもしくは調整総遺産額の五〇パーセントの大なる方という改正配偶控除額も、新統一クレジットによれば、三五一、二五〇ドルより少額か、あるいは、五〇〇、〇〇〇ドルより超過額の遺産に対しては、実質的に何等の利益をももたらさないことになるであろう。[106]

配偶者控除とならんで、T.R.A. はいわゆる孤児控除（orphan's deduction）の規定をも新設していることを最後に付記して置きたい。[107] 子供が未成年の間、被相続人は扶養すべき責任を有するというのが本控除新設の趣旨といえよう。[108]

すなわち、被相続人から被相続人の未成年孤児に移転せる財産価格に対する遺産税の控除である。本控除を受けるためには、被相続人が如何なる生残配偶者をも有せず、また、被相続人の死亡直後に両親を知らない二十一歳以下の未成年の子供によって生残されることを要件とする。かかる要件が具備される場合、被相続人の課税遺産額は総遺産価格から当該孤児に対する適格処分（qualifying disposition）の価格を控除することによって決定される。[109]

孤児控除の最高額は、被相続人の死亡時における当該孤児の年齢を超過して二十一歳に達する迄の年数を五、〇〇〇ドルに乗じた価格に等しい。[110] たとえば、もし子供が十六歳なれば、最高孤児控除額は、二十一歳から十六歳を差引いた五年を五、〇〇〇ドルに乗じた二五、〇〇〇ドルとなる。もちろん、この孤児は、より以上を受領し得るが最高控除額を超える金額に対して本控除が認められぬことはいうまでもない。[111]

（1）Pub. L. No. 91-172 (1969) および Pub. L. No. 94-455 (1976), 26 U.S.C. §§ 2600-2622, 90 Stat. 1520.

（2）一九七六年改正税法の前史ないし立法過程は省略する。また、先にも触れたように、一九六九年改正税法の問題点は、別に紹介した。海原「アメリカ信託法の最近の動向」〔1973—1〕アメリカ法三五頁以下。

(3) 先に本稿第1節註(2)で挙げたCasner教授の著者のほかに、本節においては、以下の文献を主として使用した。

American Bankers Association, Taxation Committee, Trust Division による Outline of the Tax Reform Act of 1976, Provisions Affecting Trusts and Estates (1976) および Estate Planning in Depth After the Tax Reform Act of 1976 (1977). また、E. Wyckoff and H. Conway, Trusts, Estates and Fiduciary Practice After the Tax Reform Act of 1976 (1977); S. DeVore, Effect of 1976 Tax Reform Act on the Uses of Trusts in Estate Planning, 30 Okla. L. Rev. 644; P. Wiesner, Tax Shelters—A Survey of the Impact of the Tax Reform Act of 1976, 33 Tax L. Rev. 5; Analyzing the 1976 Tax Reform Act, 46 J. Taxation 1 (1977); M. Rabinowitz, Impact of the Tax Reform Act of 1976, 31 Tax Law. 163. これらのほかに、各法理毎の実務的文献が相当数あらわれるが、必要なものはそれぞれ後に紹介する。なお、例年1月に、University of Miami Law Center 主宰で財産計画全米会議がフロリダで開催されるが、1977年の同会議における The Eleventh Annual Institute on Estate Planning, Workshop Papers は、本節にとって大変有益である。

(4) Pub. L. 95-600, 92 Stat. 2763.

(5) Pub. L. 96-222, 94 Stat. 194.

(6) Pub. L. 96-223, 94 Stat. 229.

(7) Pub. L. 97-34, 95 Stat. 172.

(8) I. R. C. §2001. 参考までに、改正税法以前の贈与ならびに遺産税率との比較表を左の図表2および3に掲げて置く。たとえば、図表3の最上段は図表1を参照して、左のように計算され得る。

$47,700 − {$38,800 + ($250,000 − $150,000) × 32% − $47,000} = $23,900

(9) 従来の I. R. C. の §6018(a) を修正し、また、§2052 と §2521 を廃止して新たに §2010 と §2505 を追加した T. R. A. の §2001 である。

(10) I. R. C. §2010. この場合の exemption equivalent は、クレジット額を遺産および贈与税の統合免税額に転換した等価免税額である。sheltered amount とも呼ばれる。たとえば、最上段は(1977年)、前出註(8)図表1により、$23,800 + ($120,667 − $100,000) × 30% = $30,000 であり、また、最下段は(1981年)、$150,000 + ($175,625

Table 2

Comparison to Prior Gift and Estate Tax Rate Schedules

Taxable amount exceeding	Taxable amount but not exceeding	Pre-1977 law gift tax rates per cent	Pre-1977 law estate tax rates per cent	Tax Reform Act unified gift and estate tax rates per cent
$ 0	$ 5,000	2¼%	3%	18%
5,000	10,000	5¼	7	18
10,000	20,000	8¼	11	20
20,000	30,000	10½	14	22
30,000	40,000	13½	18	22
40,000	50,000	16½	22	24
50,000	60,000	18¾	25	24
60,000	80,000	21	28	26
80,000	100,000	21	28	28
100,000	150,000	22½	30	30
150,000	250,000	22½	30	32
250,000	500,000	24	32	34
500,000	750,000	26¼	35	37
750,000	1,000,000	27¾	37	39
1,000,000	1,250,000	29¼	39	41
1,250,000	1,500,000	31½	42	43
1,500,000	2,000,000	33¾	45	45
2,000,000	2,500,000	36¾	49	49
2,500,000	3,000,000	39¾	53	53
3,000,000	3,500,000	42	56	57
3,500,000	4,000,000	44¼	59	61
4,000,000	4,500,000	47¼	63	65
4,500,000	5,000,000	47¼	63	69
5,000,000	6,000,000	50¼	67	70
6,000,000	7,000,000	52½	70	70
7,000,000	8,000,000	54¾	73	70
8,000,000	10,000,000	57	76	70
10,000,000	—	57¾	77	70

Table 3

Application of Unified Rate Schedule and Prior Estate Tax Schedule to Estates of Varying Sizes

Estate (before $60,000 exemption)	(1) Estate Tax Under Pre-1977 law rates (with $60,000 exemption)	(2) Estate Tax Under 1976 Reform Act unified rates (with $47,000 credit)	(3) Comparison of column (2) with (1)
$ 250,000	$ 47,700	$ 23,800	— $23,900
500,000	126,500	108,800	— 17,700
1,000,000	303,500	298,800	— 4,700
2,000,000	726,200	733,800	+ 7,600
5,000,000	2,430,400	2,503,800	+ 73,400
8,000,000	4,524,400	4,603,800	+ 79,400
10,000,000	6,042,600	6,003,800	— 38,800

－$150,000)×32%＝$47,000

なお、一九八一年のEconomic Recovery Tax Act（以下、ERTAと略称する）の§401によれば、一九八一年一二月三一日以降に死亡させる者の遺産および同日以降になされた贈与に対する統一クレジットは、次の図表5のように増価されている。

Table 5

Year	Unified Credit	Sheltered Amount
1982	$ 62,800	$225,000
1983	$ 79,300	$275,000
1984	$ 96,300	$325,000
1985	$121,800	$400,000
1986	$155,800	$500,000
1987以降	$192,800	$600,000

(11) たとえば、旧法のもとで、百万ドルの資産を有する納税者は、配偶者控除ない場合、約三〇〇、〇〇〇ドルの連邦遺産税に服した。同納税者が仮に五〇〇、〇〇〇ドルの生涯時贈与をなしたとせば、連邦贈与税は約一一〇、〇〇〇ドルであり、彼の死亡時の連邦遺産税は約一二五、〇〇〇ドルに低下される。したがって、総移転税は計二三五、〇〇〇ドルとなり、六五、〇〇〇ドル（300,000－235,000）の節約を生ずるであろう。改正税法による遺産および贈与税の統合の結果、このような生涯時贈与に基づく節税はもはや利用できない。Abbin, Daskal and Carlson, Estate Planners Beware of 1976 TRA, 54 Taxes 735.

(12) S. M. DeVore, *op. cit.*, p. 663.

(13) W. C. Clay, The Tax Reform Act, Trusts and Estates, December 1976, p. 786 より引用。

(14) J. W. Mccue, Tax Act Has Far-Reaching Impact on Unified Credit, Trusts and Estates, December 1981, p. 37 より引用。

(15) H. Solomon, Gifts in Light of Tax Reform, Inst. on Estate Planning, vol. 12, ch. 17-7, 8 より引用。

(16) 一九七七年以前の遺産税率は三パーセントで始まり、最高は七七パーセントであった。Revenue Act of 1954, §2001. これに対し、贈与税率は二・二五パーセントから五七・七五パーセントである。Revenue Act of 1954, §2502(a).

(17) G. Kennedy, Amended Section 2035, 19 B. C. L. Rev. 579 (1978).

(18) Heiner v. Donnan, 285 U.S. 312 (1932). 本件は、Revenue Act of 1926, §302(c) に関するケースで、子供のため死亡前二年内に死を予期せずして被相続人が生前贈与した場合、前掲歳入法は修正五条に違反する絶対的推定を包含す

るため、当該贈与は被相続人の総遺産に入らない旨判決される。

(19) Gidwitz' Estate v. Commissioner, 196 F. 2d 813 (7th Cir. 1952). 信託収益は被相続人よりも受益者に支払わるべきという理由から、§2035(a) の目的のため、信託収益を信託価格に包含することを認めなかったケースである。

(20) 詳細は、Kennedy, *op. cit.*, p. 580 et seq.

(21) 三、〇〇〇ドルの年次贈与税排除に関しては、海原「アメリカの財産計画における信託の利用(2)——贈与税控除——」信託復刊九一号四八頁以下において詳述した。

(22) たとえば、贈与者が彼の死亡前三年内に一〇、〇〇〇ドルの贈与をしたと仮定する場合、贈与者の年次控除を超過する贈与額すなわち七、〇〇〇ドルか、もしくは全贈与額すなわち一〇、〇〇〇ドルのいずれが贈与者の遺産に句含されるのであろうか。

また、たとえば、二、〇〇〇ドル価格の財産が贈与によって移転され、その二年後の当該財産価格が八、〇〇〇ドルのとき贈与者が死亡したとせば、§2035(b)(2) に関して、次の三つの解釈ができるであろう。第一は、本贈与は遺産から全額排除され、八、〇〇〇ドルの如何なる部分も総遺産に包含されない。第二は、死亡時の八、〇〇〇ドルから二、〇〇〇ドルの実際の年次排除額を差引いた六、〇〇〇ドルの価格で、本贈与は総遺産に包含される。第三は、死亡時の八、〇〇〇ドルから最大年次排除額の三、〇〇〇ドルを差引いた五、〇〇〇ドルの価格で、本贈与は総遺産に包含される。いずれも、詳細は、DeVore, *op. cit.*, p. 664; Casner, *op. cit.*, pp. 41, 42; Wyckoff and Conway, *op. cit.*, p. 90 et seq.

なお、§2035(b)(2) は、§2513(a) の贈与分割特権 (gift splitting privileges) とかかわりなく計算されると規定するため、たとえば、納税者が六、〇〇〇ドルの贈与を行ない、当該年度中に §2513(a) の特権を利用するならば、彼に帰属し得る三、〇〇〇ドル年次排除に加え、彼の配偶者の三、〇〇〇ドル排除の適格を有することになり、如何なる贈与税も同移転に対し賦課されぬことになるであろう。しかし、彼が当該贈与後三年以内に死亡したとせば、§2035(b)(2) は彼の総遺産から三、〇〇〇ドルの贈与額を排除するが、彼の配偶者に観念的に帰属する三、〇〇〇ドルの贈与額は、あたかも贈与分割特権が利用されなかったものとして、彼の遺産に復帰するものと解される。

もっとも、community property を採用する八州では、§2513(a) に依存せずとも同様の課税効果を生じるであろう。

Kennedy, *op. cit.*, p.589.

(23) I.R.C. §§1014, 1015, 1016, 1246 を修正し、新たに I.R.C. §1023 および §§1040, 6039A, 6694 を設けた T.R.A. §2005 である。

(24) T.R.A. 以前の I.R.C. §1064. 繰越標準規則の詳細に関しては、Stanbury and Blazek, Revamped Basis Rules for Inherited Property have Far-reaching Implications, 46 J. Taxation 14; L. Silverstein, Section 1023 Carryover Basis, 19 B.C.L. Rev. 467; B. Barnet, Carryover Basis at Death Neither Novel, New Nor Necessarily A Nightmare, 12 Inst. on Estate Planning, ch. 19.

(25) 一例を挙げると、一九七七年以前にWが彼女の娘に Blackacre の生前贈与をなし、Wは当該財産に関し五、〇〇〇ドルの課税標準を有していたとする。娘が六ケ月待って市場価格二〇、〇〇〇ドルでその Blackacre を売却したとすれば、一五、〇〇〇ドルのキャピタル・ゲインを取得したことになり当然課税されねばならない。しかし、もしWが死亡まで娘に対する Blackacre の贈与を待つならば、それは二〇、〇〇〇ドルの市場価格でWの遺産として評価されるし、娘は二〇、〇〇〇ドルの課税標準を有することになる。次いで、娘が Blackacre を売却せば、その場合のキャピタル・ゲインは零となるため、彼女はステップアップされた免税の課税標準を享有することになるであろう。DeVore, *op. cit.*, p.671 より引用。

(26) 前出本節註（7）。

(27) その前に既に、一九七七年の Technical Corrections Act, §3 により（前出本節註5）、若干の修正がみられ、また、一九八〇年の Crude Oil Windfall Profit Tax Act, §401 によれば（前出本節註6）、一九七六年以後、一九七八年の Revenue Act の施行日以前に死亡せる被相続人の遺産に関する場合を除いて、廃止されている。

詳細は、Covey and Hastings, Cleaning up Carryover Basis, 31 Tax Law. 615 および Kaufelt and Kalb, Developments Since the Revenue Act of 1978, Annual Survey Am. L. 1980, p.213.

(28) I.R.C. §1023(h)(2)(c) によれば、被相続人の死亡時までの財産価格の騰貴は、被相続人による当該財産の全保有日数に対する一九七六年一二月三一日先行せる財産保有日数の比例基準で割り当てられ、被相続人により当該財産が取得された以後におけるすべての騰貴価格は相続人に課税されるようになった。したがって、繰越標準財産は、一九七六年一二月

三一日における財産の市場価格が、同日の調整標準を超過する金額によって増価される。これを図式で示せば

$$\frac{\text{Days held prior to 1-1-77}}{\text{Total days held by decedent}} \times \begin{matrix}\text{Appreciation}\\ \text{less any}\\ \text{depreciation,}\\ \text{amortization}\\ \text{or depletion}\\ \text{claimed}\end{matrix}$$

American Bankers Association, Outline of the Tax Reform Act of 1976, E-4より引用。

(29) Abbin, Daskal and Carlson, *op. cit.*, p. 743 より引用。

(30) 公けの相場が存する売買可能証券のフレッシュ・スタート調整は、§1023(h) により、一九七六年一二月三一日における当該証券の公正市場価格が同日におけるその調整標準を超過するならば、当該財産の調整課税標準は、かかる超過額によって増価するぐしとだけ規定されるため、簡単に計算され得るであろう。

(31) Silverstein, *op. cit.*, p. 475 より引用。

(32) generation-skipping transfer に関する代表的文献としては、R. Covey, Generation-Skipping Transfers in Trusts (1976), American Bankers Association; DeVore, *op. cit.*, p. 645 et seq.; I. Bloom, The Generation-Skipping Loophole, 53 Wash. L. Rev. 31; T. Belknap, Planning Under The Generation-Skipping Tax, 19 B. C. L. Rev. 433; McCaffrey and Metrick, Planning for the Generation-Skipping Transfer, 12 Inst. on Estate Planning, ch. 20; J. Kartiganer, Working with the Generation-Skipping Rules, 13 Inst. on Estate Planning, ch. 17; Sweeney and Wright, New Tax on Generation-Skipping Transfers, 46 J. Taxation 66; W. Clay, Planning Generation-Skipping Transfers, Trusts and Estates, January 1977, p. 12; M. Johnson, Complying with the Generation-Skipping Transfer Tax Law, Trusts and Estates, July 1981, p. 42.

(33) DeVore, *op. cit.*, pp. 645, 645.

(34) 旧法によれば、受益者のため信託で保有される財産は、受益者が信託元本のすべてもしくは部分に関し一般指名権 (general power of appointment) を有せざる限り、遺産目的に対し受益者の遺産に包含されない。その結果、贈与者により支払われた始源的課税以後に賦課される遺産ないし贈与税なしに、設定者は彼の財産を数世代にわたる信託に置く

ことができた。すなわち、財産の移転は最初の世代（設定者）および最終世代（残余権者）に対して課税されるが、中間世代（生涯権受益者）の遺産に関しては、たとえ彼等が所有に等しい実質的な利益を信託から受領したとしても、一切課税されなかった。

たとえば、設定者が彼の配偶者のため生涯間、子供達のため生涯間、孫達のため生涯間それぞれに利益を、曽孫達に残余財産の最終分配という信託を彼の財産に設定したとせば、設定者は配偶者控除（後述）に属さない信託財産の部分に関して信託の設定時に贈与ないし遺産税に服するが、子供および孫達の利益のため保有される財産は、彼等のそれぞれの死亡時に遺産税から免れ、曽孫達による生存者間贈与もしくは死亡に際しての財産処分時にのみ、移転税が課せられる。したがって、この場合、最初と最後の移転税支払の期間は四世代にわたり、永久権禁止則から判断して、一〇〇年から一五〇年におよぶであろう。

以上、M. Rabinowitz, Some Reflections on the Social and Economic Impact of the T. R. A. of 1976, 31 Tax Law. 177 および Belknap, *op. cit.*, p. 434.

(35) Bloom, *op. cit.*, p. 33 には、Rockefeller 家の巨額の資産が世代跳進信託により長年の間にわたり移転税を逸脱していたという興味深い実例が挙げられている。Nomination of Nelson A. Rockefeller to be Vice President of the U.S.: Hearings Before the House Comm. on the Judiciary, 93d Cong., 2d Sess. (1974).

(36) House Committee Report は、次のように説明している。「連邦遺産および贈与税の目的は、単に歳入を上げるのみでなく、世々代々にわたる移転にできるだけ統一的効果（uniform effect）を有する方法で、それを実現せしめることにある。これら歳入向上政策は、移転税（遺産および贈与）が平均的に合理的な統一間隔をもって課せられる場合にもっとも効果を有する。同様に、これらの政策は、世代跳躍信託の使用を通じ、移転税の賦課が非常に長期の間隔に延長される場合は目的達成が不能になる。以下省略」。H. R. Rep. No. 1380, 94th Cong., 2d Sess. 46-47 (1976).

(37) DeVore, *op. cit.*, p. 646.

(38) McCaffery and Metrick, *op. cit.*, ch. 20-4.

(39) 課税配分および課税終了の意義は、それぞれ后述する。

generation-skipping trust equivalent とは、§2611(d)(1)により、信託ではないが、世代跳躍信託と実質的に同

一効果を有するすべての取決め（arrangement）をいう。たとえば、生涯不動産権（life estate）と残余権（remainder）、年期不動産権（estate for years）、保険および年金、世代間で資産の受益的享有を分割する他のすべての仕組。§2611(d)(2).

(40) assign は、本来、譲渡する意であるが、本稿では条文の趣旨から判断して指定すると訳して置く。あるいは、割当てるとか帰属するとでも訳すべきであろうか。詳細は後述。

younger generation beneficiary とは、設定者の世代より若い世代に指定されるすべての受益者をいう。§2613(c)(1).

もっとも簡単な例として、Oが子供のSに生涯間収益、次いでSの子供達に残余権の信託を設定すれば、SはOより若い世代であり、Sの子供達はSより若い世代であるから、一世代以上のより若い世代が存在し、これは世代跳躍信託になる。しかし、もしOが妻のWに生涯間収益、Oの子供達に残余権という信託なれば、WはOと同一世代にあり、Oの子供達はOより若い世代ではあるが、本移転では一つの世代しか存しないため、世代跳躍信託とはいえない。Casner, *op. cit.*, p. 117.

(41) たとえば、信託からの収益を設定者の三人の子供達の間に、残余権を設定者の孫達に各分配する裁量権が受託者に付与されているとせば、すべての子供および孫は、信託の如何なる収益ないし元本を未だ受領しない場合でも、それらに対する受領許容者（permissible recipient）であるから受益者となる。McCaffrey and Metrick *op. cit.*, ch. 20-7.

なお、この場合の permissible recipient が不確定クラスのメンバーである場合、通常の信託法によれば受益者とはなり得ない。Restatement (Second) of Trusts §122. T.R.A. のもとでは、条文に明記されず、§2622 に基づく規則（regulation）にその解釈はまかされているが、受益者となり得る場合もある点に留意すべきであろう。詳細は、Bloom, *op. cit.*, p. 42.

(42) §2613(d)(2)は、ただ受益的享有を確定ないし変更する指名権を有する者を受益者と規定するだけで、それ以上の定義を行なっていないが、その概念は、§§2036(a)(2), 2038, 2041 など遺産税に関する類似の規定から理解し得よう。すなわち遺産税目的のためには、受益的享有を変更ないし確定する指名権は、被相続人が裁量的処分権限（discretionary dispositive power）を有するときに存在する。したがって、世代跳躍信託においては、信託からの収益ないし元本の配

分に対し裁量的処分権限を有する個人的受託者はこの指名権を有するものと解され、その場合、彼が自己のためこの指名権を行使しても受益者たることには変りない。ただ、遺産税の場合と異なり、§2613(d)(2)の指名権は、健康、教育、扶養などのいわゆる確定可能基準（ascertainable standard）に服する元本の使用に関する指名権、さらにまた、一般指名権（general power of appointement）に限らず、制限指名権（limited power of appointment）をも包含する。Bloom, *op. cit.*, pp. 43, 44.

なお、§2613(d)の指名権に関しては§2613(e)の例外規定がある。すなわち、指名権を有する者が、彼より若い世代に属する設定者の直系子孫の間に信託の収益ないし元本を割当てるべき裁量権のみを有する場合、換言すれば、信託財産の単なる管理権（managerial power）のみを有する場合はここにいう指名権者に該当しない。たとえば、もし、収益が設定者の曽孫に、元本が曽孫の三五才に達したときに支払われるという信託が設定されたとせば、仮に設定者の子供または孫が受託者として機能したとしても、世代跳躍信託として取扱われない。蓋し、その場合の受託者は信託の収益ないし元本の受益的享有を確定または変更する指名権を有していないからである。J. Meigs, Selecting Trustees For Trusts Subject to Generation-Skipping Tax, Trusts and Estates, December 1981 p. 53.

(43) とくに、一般指名権（general power of appointment）までも、この場合の power に包含せしめる広義の解釈によれば、本規定における interest と power の区別自体がきわめて不明瞭になるであろう。Covey, *op. cit.*, p. 17.

もっとも、一九七九年の Technical Corrections Act, §3 により、信託に関し利益を有しない独立受託者（independent trustee）は、たとえ信託財産の受益的享有を変更ないし確定する権限を有するとしても受益者とみなされない旨に修正されているから、§2613(d)(2)のいう受益者＝受託者は従属的受託者（subordinate trustee）に限られることになった。同法により追加された§2613(e)(2)は、独立受託者を、次のように規定している。㈠信託に利益を有しない受託者、㈡関連もしくは従属的受託者でない受託者、㈢信託証書で指定された受益者に信託の元本ないし収益を処分する権限以外に、信託に関し如何なる現在または将来の指名権をも有せざる受託者。

§2613(e)の修正に関しては、McCaffrey and Metrick, *op. cit.*, ch. 20-13 および Meigs, *op. cit.*, p. 54 et seq.

(44) Restatement (Second) of Trusts, §§3, 116, 119, 200.

これに対し、世代跳躍信託では非公益実在者が受益者である場合、その実在者は還元され(pierce)、当該実在者に受益

権を有する個人が世代跳躍課税目的のため受益者とみなされる。たとえば、法人Aに二〇年間収益を、また組合Bに元本をという信託の場合、受益者はA法人の株主およびB組合の組合員すべてを包含する。その結果、閉鎖会社、組合、その他議決権信託の如き実在者は、世代跳躍移転税を回避するために利用されることができなくなる。何千という株主を有する法人受託者が収益受益者のため元本を使用する指名権を有する場合、前述のように世代跳躍信託のもとでは受益者となるから、各株主は同時に当該信託の受益者とみなされるような甚だ不合理な結果となる。Bloom, *op. cit.*, p. 45.

(45) 前出本稿本節註(40)。

(46) 設定者の祖父母と設定者間には、一見、二世代が存するようにも解されるが、§2611(c)のもとの結果から生じる指定よりみれば同一世代と計算しても同じであろう。世代跳躍信託における受益者の世代指定の方法は、通常の親等確認の方法から区別さるべきことに留意せねばならない。Bloom, *op. cit.*, p. 46.

(47) たとえば、Xが彼の弟に生涯間の収益、以後、娘に同じく生涯間の収益、孫に元本残余権という家族間信託を設定したとせば、弟と設定者の祖父母の間の世代数が一であるから、弟はXと同世代に指定される。娘と孫は、Xの祖父母と娘および孫の間の世代数が二および三であるから、Xより若い第一および第二の世代にそれぞれ指定される。したがって、娘と孫が異なる世代に指定されたより若い世代の受益者なのであるから、Xは世代跳躍信託を設定したことになる。§2611(c)(1)によって世代に指定された人の配偶者および前配偶者は、年令の相異に拘らず、その人の同一世代に指定される。前例で、弟の後の生涯権受益者が娘の夫なれば、彼は娘の世代に指定される。同様に設定者との既婚者は設定者の世代に指定されよう。§2611(c)(2). また、八〇才の男性と一八才の配偶者なれば同一世代であり、妻に生涯権、孫に残余権という信託は、設定者より若い一世代しか存在しないため、世代跳躍信託にはならない。

以上、Bloom, *op. cit.*, pp. 46, 47 および DeVore, *op. cit.*, p. 647 より引用。

(48) たとえば、Gが彼の召使のため一〇年間の収益を、召使の長男のため元本をという信託を設定し、その召使がGより一二年間年長で、召使の長男がGより一〇年間年下であったとせば、召使とその長男は共に設定者の同世代に指定される。しかし、もし召使が設定者より一三年間年下であれば、彼は設定者より若い第一世代に、また、その息子が設定者より三七・五年以上年下であれば第二世代にそれぞれ指定され、したがって世代跳躍信託が介在する。逆に、もし召使の子供が設定者より三七・五年以内の年下であれば、召使とその子供は共に設定者より若い第一世代に指定されるため、世代跳躍

信託は介在しない。Bloom, *op. cit.*, p. 47 より引用。

(49) Sweeney and Wright, *op. cit.*, p. 66.

(50) 前出本稿本節註 (39)。

(51) DeVore, *op. cit.*, p. 648.

(52) Sweeney and Wright, *op. cit.*, p. 67 および J. Kartiganer, *op. cit.*, ch. 17-11.

(53) DeVore, *op. cit.*, p. 648.

(54) DeVore, *op. cit.*, p. 648; Sweeney and Wright, *op. cit.*, p. 67.

また、たとえば、Gが彼女の甥のXに生涯間の毎年支払われる収益を、Xの長男Yに元本を、受託者たるZ法人にそのため元本を使用する指名権をという裁量信託が設定されたとする。XとYは異なるより若き世代に指定されるため世代跳躍信託が成立し、もしZがYのため元本の一部を使使せば課税配分が生じる。何となれば、配分直前のYはXの世代指定より若き世代に指定されたより若き世代受益者であり、Xはまた、配分直前に信託のより若き世代受益者になるからである。Bloom, *op. cit.*, p. 49.

さらにまた、受託者が設定者の孫達および曽孫達に収益および元本を配分する指名権を有し、その受託者が元本を曽孫に配分したとせば、それは課税配分となる。つまり、収益からなされないより若き世代受益者への配分であり、また、配分時に配分がなされるより若き世代受益者（曽孫）の世代より年長の世代である他のより若き世代受益者（孫）が存するからである。この場合、もし元本配分が孫になされるならば、孫の世代より年長のより若き世代受益者は存しないことになるから、課税配分には該当しないであろう。Kartiganer, *op. cit.*, ch. 10-11.

(55) たとえば、設定者により彼の孫達のため収益を、孫達と彼等の配偶者達に残余権を、彼の子供がその死亡時に指名し得るような散布信託 (spray trust) が設定され、元本配分が孫達になされたとする。子供は単に将来権を有するに過ぎないから、課税配分は介在しない。ただし、その子供が遺言と同様に捺印証書 (deed) により指名し得るならば孫達に対する配分は課税配分となる。Kartiganer, *op. cit.*, ch. 17-12.

(56) たとえば、設定者が娘のAと孫のXのため信託を設定し、受託者にその裁量でAとXに収益および元本を配分する指名権を付与していたとする。当該信託が課税年度中配一、〇〇〇ドルの収益を受領し、受託者がその全額をXにに配分し、さ

らに、Aに対し元本の一、〇〇〇ドルを裁量的配分したとせば、元本配分は最高レベルのより若き世代受益者になされたのであるから課税配分は存しないことになる筈であるが、本規定により、Aに対する一、〇〇〇ドルの配分は収益配分とみなされ、また、Xに対する一、〇〇〇ドルの配分は収益以外からの配分すなわち元本配分とみなされるため、課税配分が存在するものと解される。McCaffrey and Metrick, *op. cit.*, ch. 20-28.

(57) この場合の taxable termination とは、受益権ないし指名権の終了時における世代跳躍移転税の賦課を意味するのであるから、課税可能終了あるいは課税可能満期とでも本来は訳すべきであろうが、本稿では簡単に課税終了と訳して置くことにする。世代跳躍移転税の賦課が終了するという意味ではない。

(58) 本設例で、元本がSの四〇才に達したときSに支払われるとせば、Sより年長世代のより若き世代受益者は存しないから、先の課税配分とはならないが、しかし、それはSの収益受益権の終了であり、Sより若き世代に指定される生存せるより若き世代受益者（直系卑属）は存するのだから、課税終了には該当する。Sweeney and Wright, *op. cit.*, p. 67.

(59) Bloom, *op. cit.*, p. 51.

また、仮にGがその娘Aに生涯間収益、残余権をAの子供のXに、もしXがそのとき生存せざればAの孫のYおよびZにという信託が設定されたとする。もしAが死亡し残余財産がXに支払われるならば、Aの死亡は課税終了となる。蓋し、死亡はAの受益権を終了せしめ、AはXより年長世代のより若き第一世代受益者であり、Xはさらにより若き第二世代受益者に指定されるからである。

この場合、もしXがAより先に死亡し、そのためAの死亡に際し元本がYおよびZに支払われるならば、たとえXがYおよびZの世代指定より年長の世代に指定されるとしても、彼は将来権を有するに過ぎないのであるから、Xの死亡は課税終了とはならない。McCaffrey and Metrick, *op. cit.*, ch. 20-32.

(60) たとえば、収益を設定者の孫の妻のみに生涯間、残余権を設定者の曽孫にという信託なれば、たとえ信託受益者でなくとも設定者の孫（彼の妻でなく）が設定者により近く関係する親であるからみなし譲渡人となる。DeVore, *op. cit.*, p. 651.

(61) §2613(a) (4) (A) および §2613(b) (5) and (6).

設定者の孫に対する移転の場合、その移転は前述の課税配分および課税終了の定義から、§2613(b) (6) に規定される限度で除外され、その排除額は各みなし譲渡人につき最高二五〇、〇〇〇ドルまでとされる。したがって、もし設定者が

四人の子供を有するとせば、世代跳躍移転税を負担することなしに（しかし、設定者の子供達に信託利益を与えながら）、設定者の孫達に一、〇〇〇、〇〇〇ドル（$250,000×4）を移転することが設定者にとって可能となる。Seweeney and Wright, *op. cit.*, p. 70.

また、たとえば、妻Wと設定者の直系卑属のため収益を、残余権をWの死亡時に生残する直系卑属にという信託が設定されたとする。子供のSがWより先に死亡し孫のAとBが生残すれば、Wの生存中、五〇、〇〇〇ドルの課税配分がAになされた場合、五〇、〇〇〇ドルの排除が認められ、Wの死亡時に、Aが一五〇、〇〇〇ドルまたBが二〇〇、〇〇〇ドルを受領せば、一〇〇、〇〇〇ドルの孫に対する排除がAおよびBの配分のそれぞれに対して適用される。Estate Planning in Depth After the T.R.A. of 1976, American Bankers Association (1977), p. 241.

(62) DeVore, *op. cit.*, p. 651.

(63) 前出本節註（61）の grandchild exclusion が適用されるため、$300,000－$250,000＝$50,000 となる。

(64) 前出本文の税率表1に基づき、$38,800＋($225,000－$150,000)×32%＝$62,800

(65) 前出本文の税率表1に基づき、$38,800＋($175,000－$150,000)×32%＝$46,800

(66) DeVore, *op. cit.*, pp. 651, 652 よりの引用。

(67) 前出本文税率表1における五〇〇、〇〇〇ドルに対する税額である。

(68) 二五〇、〇〇〇ドルの課税遺産に対する仮税額は、同じく税率表1により七〇、八〇〇ドルであるが、前出本節註9の§2010(a) が規定する統一クレジットによる四七、〇〇〇ドルの控除が認められる。$70,800－$47,000＝$23,800

(69) §2602(a) により、$500,000＋$250,000＝$750,000 に対する税額は、前出税率表1により、二四八、三〇〇ドルであり、これから二五〇、〇〇〇ドルに対する同じく税率表1に基づく税額の七〇、八〇〇ドルを差引くと一七七、五〇〇ドルとなる。

(70) Bloom, *op. cit.*, p. 65 よりの引用。

(71) U.S. v. Byrum, 408 U.S. 125, 92 S. Ct. 2382, 33 L. Ed. 2d 283, rehearing denied 409 U.S. 898, 93 S. Ct. 94, 34 L. Ed. 2d 157 (1972).

(72) 反バイラム法則に関しては、D. Kane, The Applicability of Section 2036(a) to Retained Voting Rights Devices

After the Tax Reform Act of 1976, 19 B.C.L. Rev. 597 に精しい。また、問答形式であるが同法則をテーマにした M. Moore, TRA—Disclaimers, Contemplation of Death and Anti-Byrum Rule, 11 Inst. Estate Planning, ch. 4 も興味深い。

(73) Casner, *op. cit.*, p. 44; Kane, *op. cit.*, p. 597.

(74) Casner, *op. cit.*, p. 88.

(75) 政府側の主張は、U.S. v. O'Malley, 383 U.S. 627 (1966) に依存していた。

同事件では、生存者間信託の設定者が、三人の受託者の一人として自己を指名。信託契約によれば、生涯権受益者に対する収益の支払い、あるいは、受託者の単独裁量による元本部分としての収益の蓄積を受託者に授権し、さらに、受託者により留保され、かつ、当該年度中に配分されざりし収益は信託資産の元本部分となるべき旨が定められていた。本件の法廷における争点は、受託者（設定者）に留保された権利にしたがって元本に付加された蓄積収益が遺産に包含され得るや否やにある。§ 2036(a) (2) のもとに、信託に移転された始源資産は被相続人の総遺産に包含されると判決。

(76) 判旨は、ここで、バイラムは信託に対する配当の流動を規制する無拘束の事実上の権限を有するものでなく、いわんや信託財産からの収益を享有する者を選定する権利をも有しない。彼の有する能力は、信託収益の支払いにあるのではなく、単にそれに影響すべき能力に過ぎないのであって、前出本節註 (75) の O'Malley 事件における設定者の有する能力とは質的に異なる権限であると述べている。

(77) 裁判所は、この substantial present economic benefit なる概念を、Commissioner v. Estate of Holmes, 326 U.S. 480, 486 (1946) より引用している。また、その例として、Reinecke v. Northern Trust Co. 278 U.S. 339 (1929) および Commissioner v. Estate of Church, 335 U.S. 632 (1949) も、それぞれ引用されている。

(78) Estate of Gilman v. Commissioner, 65 T.C. 296 (1975), aff'd per curiam, 547 F. 2d 32 (2d Cir. 1976). 本件については、S. Pressment, Effect of Tax Court's Gilman decision on Estate Planning for the Close Corporatiion, 44 J. Taxation 160 に詳細な解説がある。

被相続人のギルマンは、彼の子供達の利益のため、その所有せる議決権株式の十株のうち六株を信託に移転し、移転後も同会社の幹部役員として活動を継続。信託条項によれば、本信託の受託者は三人で、彼等は信託で保有される株式の議

決権を含む広範な運営ならびに投資権限を付与されている。ギルマンはこの受託者の一人であって、その地位に基づき移転株式に対するある程度の支配を行使し得た。租税裁判所により、本株式の価格は §2036(a) のいう被相続人たるギルマンの総遺産に包含されないと判決さる。

ギルマンの会社における活動の継続は、単なるその可能性 (mere probability) に過ぎないのであって、§2036(a)(1) のいう実質的な享有を構成しない。また、先のバイラム・ケースにおける議決権の留保は、三人の受託者の一人として議決権を留保せる本件ギルマンの場合よりもより大なる支配権を付与されているのに拘らず、最高裁により §2036(a) の享有に該当しないと判決されているのだから、より小なる権限を留保している本件の場合はなおさら当然のことであるというのが判決理由であった。

(79) 同趣旨 Kane, *op. cit.* p. 603. また、Comment, Judicial Limitation of Section 2036: The Byrum Doctrine, 61 Geo. L. J. 1087, 1095-97.

(80) もっとも、修正 §2036(a) による課税を逸脱する方法が、その後完全に封じられたわけではない。一例を挙げると、議決権をもつ少数パーセンティジの優先株を留保して、議決権なき多数パーセンティジの普通株を譲渡するような資本構成の改変の場合である。これに対処するため、一九七七年の Technical Corrections Act, §3(i) では、移転株式に関する議決権の直接的留保と同様に、かかる間接的留保に対しても §2036(a) の反バイラム法則が適用されるよう再修正が行なわれている。詳細は Kane, *op. cit.*, p. 608 et seq.

(81) Helvering v. Clifford, 401 U.S.T.C. §9265, 309 U.S. 331 (1940) 事件で確立された原則である。

(82) 海原「信託の所得税におけるクリフォード原則」(信託復刊七三号) 四〇頁以下。

(83) 譲与者信託に関しては、下記の文献がみられ、なかんずく Kanter の論文は平易簡明で優れている。B. Kanter, Supplementary Comment on the Defective Trust Gambit, 54 Taxes 686; the same author, Grantor Trusts and Subchapter, Trusts and Estates, September 1977, p. 507; G. Brode, Tax Shelter Problem Areas, 54 Taxes 318; J. Smith, Clifford Trusts Still Live!, Trusts and Estates, August 1978, p. 488; P. Faber, Planning Techniques Using Noncharitable Annuity Trusts and Unitrusts, 11 Inst. Estate Planning, ch. 10.

(84) 海原「アメリカの財産計画における信託の利用(1)(4)」信託復刊八八号三頁以下、九四号一三頁以下、同「アメリカ信託法

の最近の動向」アメリカ法〔一九七三―一号〕三五頁以下。

(85) 一九七六年法による蓄積信託に関しての主要文献としては、以下のものがある。D. Link, TRA—Fiduciary Income Taxation, 11 Inst. on Estate Planning, ch. 8; H. Zaritsky, The New Accumulation Trust Rules of the Tax Reform Act of 1976, 54 Taxes 676; N. Shurtz, Accumulation Trust Rules Under T.R.A., Trusts and Estates, July 1977, p.452 et seq.; I. McGaffey, The Inexact Throwback Rule and Multiple Trusts, 13 Inst. on Estate Planning, ch. 13; J. Wentworth, Accumulation Trusts, Estates and Trusts, October 1978, p.621 et seq.

また、配偶者控除における回法の改正については、A. Capouano and J. Rinsky, Planning Gifts to a Spouse to Obtain Maximum Tax Benefits under the New Law, 46 J. Taxation 73; J. Gamble, A "Reduce-to-Zero" Marital Deduction Formula, Trusts and Estates, July 1977, p.448 et seq.; M. Gutierrez, The Why and the Wherefore of the Marital Deduction Under the 1976 Tax Reform Act, 12 Inst. on Estate Planning, ch. 11 が、こずれも平易で優れている。

(86) T.R.A. は、従来の I.R.C. §668, 669 を廃止し、§667 を修正した。

(87) DeVore, *op. cit.*, p.676 et seq. より引用。一九六九年改正税法における旧短期切断方式による課税計算の実例は、海原「前掲論文」信託復刊九四号一二頁以下。

(88) I.R.C. §667(b) (3).

(89) I.R.C. §667(b) (1) (B).

(90) I.R.C. §667(b) (1) (C).

(91) I.R.C. §667(b) (1) (D).

(92) I.R.C. §667(b) (1) (D).

(93) 詳細は、海原「前掲論文」信託復刊九四号一七頁以下。

(94) I.R.C. §667(c) (1).

(95) I.R.C. §667(c) (2).

(96) I.R.C. §665(b).

(97) 一九六九年改正税法におけるキャピタル・ゲイン遡及法則の詳細に関しては、海原「前掲論文」信託復刊九四号二四頁以下。

(98) I.R.C. §644(a) (1).

(99) この includible gain という語句は大変訳し難いが、§664(b) によると、㈠当該財産の売却ないし交換に際し信託により換金される利得、あるいは、㈡設定者による信託への始源移転時における当該財産の公正市場価格がかかる移転直後の当該財産の調整基準を超過する価格、上記㈠㈡のうちの少額の方を意味すると定義されている。

(100) Shurtz, *op. cit.*, p. 454; Zaritsky, *op. cit.*, p. 681.

(101) I.R.C. §2056(c) (1).

(102) I.R.C. §2523(a) (2).

(103) I.R.C. §2056(c) (1) (B). Casner and Stein, *op. cit.*, p. 130.

(104) Casner *op. cit.*, p. 130 より引用。もっとも、Technical Corrections Act. §3(g)(1) によれば、§2056 (c) (1) は再び修正され、被相続人の配偶者に対する贈与に対しての遺産税配偶者控除は、死亡の三年以内に生存する配偶者になされた贈与額によって減少されない旨が規定されている。

いま一つ設例をあげれば、仮に、ある贈与者が彼の配偶者に対し一〇〇、〇〇〇ドルの配偶者控除を主張したとする。彼の遺産に対し有効な最高配偶者控除は五〇、〇〇〇ドル（$100,000－$100,000×½）によって削減される。また、もし彼が一五〇、〇〇〇ドルを彼の配偶者に対して贈与し、一〇〇、〇〇〇ドルの配偶者控除を主張したとせば、同じく彼の遺産に適用され得る最高配偶者控除は二五、〇〇〇ドル（$100,000－$150,000×½）によって縮少される。Capouano and Rinsky, *op. cit.*, p. 73 より引用。

(105) 前出本稿本節註 (10)。

(106) もし被相続人が三五一、一五〇ドルの調整総遺産で一九八一年に死亡し、その妻に彼の遺産の半分を遺贈したとせば、一七五、六二五ドルの配偶者控除は、一七五、六二五ドルの統一クレジットに匹敵する免税と結合して、如何なる課税をも生じないことになる。

また、もし調整総遺産額が五〇〇、〇〇〇ドルを超過して仮に六〇〇、〇〇〇ドルと想定せば、二五〇、〇〇〇ドルの方の配偶者控除は六〇〇、〇〇〇ドルの半分の三〇〇、〇〇〇ドルの配偶者控除より少額になるため適用されず、結局、半分の三〇〇、〇〇〇ドルから統一クレジットの一七五、五二五ドルを差引いた一二四、三七五ドルの配偶者控除しか認められない。

もっとも、この場合、もし配偶者に対する贈与に関して有効な配偶者控除と配偶者に移転する遺産に関して有効な最高配偶者控除の相互関係から考慮すれば、五〇〇、〇〇〇ドルを超過する遺産は T.R.A. によって影響される。

たとえば、贈与と遺贈により六〇七、二五〇ドルの総遺産を配偶者に譲渡した場合を想定せば、如何なる祖税債務をも負担しないことになるであろう。すなわち、Xが六〇七、二五〇ドルの総遺産を有し、Xはまた、一九八一年一月二日に彼の妻Y対し三五七、二五〇ドルの贈与を行なったと仮定する。この贈与はXに対し如何なる贈与税の負担をも生じない。蓋し、Xは一〇〇、〇〇〇ドルに一五七、二五〇ドル（$357,250－$200,000）の半額を加えた一七八、六二五ドルの贈与税配偶者控除に、前述（前出本節註21）の三、〇〇〇ドルの年次排除、さらに統一クレジットの一七五、六二五ドルに匹敵する免除を加えて、総計三五七、二五〇ドル（$178,625＋$3,000＋$175,625）の控除を受け得るからである。したがって、妻に対する上記贈与をなした後のXの遺産は二五〇、〇〇〇ドルとなり、もしXが一九八四年一月三日に死亡し、遺言により彼の全遺産を彼の妻に遺贈するとせば、二五〇、〇〇〇ドルの遺産税配偶者控除が適用されるから、Xの当該遺産は遺産税にも服しないことになるからである。

なお、本設例で、上述のようにXの死亡に際し遺産税債務は存在しないが、彼の妻の後の死亡時に、彼女の調整総遺産は六〇七、二五〇ドルなのであるから（彼女が自己の付加財産を有せず、また、夫の遺産を浪費しなかったと仮定して）、彼女の遺産は次の祖税債務を負担せねばならない。すなわち、彼女の課税遺産ならびに譲渡課税基準は六〇七、二五〇ドルであって、それに対する仮の課税は、前出表1により、一九五、四八三ドルであり｛$155,800＋（$607,250－$500,000）×$\frac{37}{100}$｝、これから統一クレジットの四七、〇〇〇ドルを差引いた一四八、四八三ドルを妻の遺産から遺産税債務として負担せねばならない。

また、本設例で、妻に贈与をなす代りに、Xが彼の始源遺産六〇七、二五〇ドルを有して一九八四年一月三日に死亡し、彼の遺言で、調整総遺産の半分が直接妻に移転し、残りの半分は彼の妻に生涯間毎年収益を、また、彼女の死亡時に元本

がXの子供達に平等に分配さるべき信託に移転すべき旨が定められていたとせば、Xならびに彼の妻の遺産に対する結合遺産税債務は、次のように計算される。すなわち、Yの遺産に関しては、Xの調整総遺産六〇七、二五〇ドルから配偶者控除の二分の一の三〇三、六二五ドルを差引いた三〇三、六二五ドルが課税遺産となり、調整課税贈与なきものと仮定して、移転課税基準はこの三〇三、六二五ドルであり、これに対する仮の課税は、同じく前出表1により、八九、〇三三ドルであるから｛$70,800+($303,625-$250,000)×$\frac{34}{100}$｝、それからさらに統一クレジットの四七、〇〇〇ドルを差引いた四二、〇三三ドルがXの遺産税債務となる㋑。

妻の遺産に関しては、調整総遺産は前出の三〇三、六二五ドルであり、この場合、配偶者控除は存しないのであるから彼女の課税遺産はやはり三〇三、六二五ドルである。夫の場合と同じく調整課税贈与なきものと仮定して、移転課税基準は同額の三〇三、六二五ドルであり、これに対する仮の課税は同じく表1により八九、〇三三ドルとなるから、それから統一クレジットの四七、〇〇〇ドルを差引た四二、〇三三ドルが妻の遺産税債務となる。したがって、これに前出㋑のXの遺産税債務四二、〇三三ドルを加算した合計八四、〇六六ドルが両者の結合遺産税債務と計上される。

以上、Capouano and Rinsky, *op. cit.*, pp. 73, 74 より引用。

(107) I.R.C. §2057.

(108) Casner *op. cit.*, p. 147. 孤児控除に関しては、M. Zissman, The Orphan's Deduction, 12 Inst. on Estate Planning, ch. 9; J. Gorman, Tax Reform Act, 11 Inst. on Estate Planning, ch. 2 がもっとも精しい。

(109) この適格処分の中には、I.R.C. §2503(c) 規定する未成年者の利益のための信託、すなわち、未成年者の現在権信託 (minor's present interest trust)、別称、適格未成年者信託 (qualified minor's trust) も含まれる。本 §2503(c) 信託の詳細に関しては、海原「前掲論文」信託復刊九一号五五頁以下。

(110) I.R.C. §2057(b).

(111) 許容される最高孤児控除額を左の図表6に掲げて置きたい。

Table 6

Maximum Orphan's Deduction Allowable Per Child By Age

Age in Years	Deduction
Under 1	$105,000.00
1	100,000.00
2	95,000.00
3	90,000.00
4	85,000.00
5	80,000.00
6	75,000.00
7	70,000.00
8	65,000.00
9	60,000.00
10	55,000.00
11	50,000.00
12	45,000.00
13	40,000.00
14	35,000.00
15	30,000.00
16	25,000.00
17	20,000.00
18	15,000.00
19	10,000.00
20	5,000.00
21	-0-

五　むすびに代えて

私は本稿で、イギリスにおける一九七五年の Finance Act およびアメリカにおける一九七六年の Tax Reform

Act を中心に、財産計画の立場から英米の新しい税法を概観し、もって両改正税法が主として現行信託法に対し如何なる影響をおよぼすかを考察した。(1)

取り上げた項目名だけをいま一度列挙してみると、以下の諸事項にわたる。

すなわち、イギリスでは、資産移転税 (capital transfer tax) の創設、生存者間の譲渡税、加算調整 (grossing up)、死亡時の譲渡税、みなし移転 (deemed transfer)、免税 (exemption) および減税 (relief)、現有権の存在するセッツルメント (entitlement settlement)、現有権の存在しない裁量信託 (discretionary trust)、みなし元本配分 (deemed capital distribution)、恩恵信託 (favoured trust)、蓄積かつ扶養信託 (accumulation and maintenance trust)、周期的課税 (periodic charge to tax) など。

また、アメリカでは、統一移転課税方式 (unified transfer tax system)、繰越標準規則 (carryover basis rule)、世代跳躍移転税 (generation-skipping transfer tax) の新設、反バイラム法則 (anti-Byrum rule) の樹立、譲渡者信託 (grantor trust)、蓄積信託 (accumulation trust)、短期切断方式 (short-cut method) の採用、配偶者控除 (marital deduction)、孤児控除 (orphan's deduction) など。

当初の予定とは異なり、本稿は英米における各改正税法の主たる内容の紹介と、それに伴う具体的な課税計算にのみ終始してしまったように回顧される。

私のもっとも目的にしていた信託法理の転換ないし推移に関しては、随処で能う限りの解釈と所感を述べた積りではいるが、多分に断片的かつ技術的に過ぎて、全体的な映像の描写には欠ける憾みを自分でも痛感する。結論ともいうべき財産計画論によってこれを補足かつ統一する積りではいたが、財産計画 (estate planning) という概念自体が甚だ広範かつ漠然としていて把握し難く、しかも既に許された紙数も大幅に超過していることも考慮して、この課

題は他日稿を改め独立した論文にまかせることにして、本稿では、ただ次のことだけを最後に指摘するにとどめたい。(2)

英米共に、改正税法の主たる目的は、資産家による財産の恣意的移転ないし脱税的処分に対しての重課税であり、国家の歳入増加を図ると同時に、それはまた、富の平均化すなわち贈与ならびに遺産税の軽減を通じての中産階級者に対する救済を志向するものにほかならない。Dodge 教授の表現を借りれば、(3) 資本の広範な蓄積を禁じる富裕者処罰計画（soak-the-rich scheme）ともいえるであろう。

これを財産計画の主流たる信託に限っていえば、伝統的な富裕階級による信託を利用もしくは濫用しての資産の移転および蓄積は、両改正法によりまさに壊滅的な打撃を受けるものと称しても過言ではあるまい。(4)

私が常日頃主張するように、信託なる制度は時代の進展と共にますます社会化もしくは公共化する傾向と必然性を伴う。(5)

イギリスに起源し育成された個人信託がアメリカではビジネスとして開花し、共に今日の隆盛をみるにいたったわけであるが、それはさらに、社会福祉化の一翼を担うものとして、今後は大きく転換せざるを得ない趨勢にあるといえるかも知れない。信託の他の大きな目標ともいうべき家族間における富の蓄積と配分も同じ宿命に直面せざるを得ないであろう。(6)

かかる信託の根本理念を変革かつ推進せしめるものが本稿で述べた租税政策すなわち財産計画にほかならない。個人信託と法人信託とを問わず、家族間信託であろうと公共信託であろうと、今日の信託はあくまでも節税のための法技術なのではなかろうか。したがってまた、節税という意識を離れて信託はもはや存続し得ないのではなかろうか。それは節税（tax saving）であって、決して脱税（tax avoidance）ではない。

金銭信託を中心に、しかも銀行業務として英米とは異なる独自の発展を続けてきたわが国においても、早晩、このような時代の推移に伴う信託意識の転換を余儀無くされることは必至のことと予測され、やがて来るべき信託業務の悩みあるいは行き詰まりを打開する意味において、吾人は信託と税制のいわば不即不離の関係、すなわち、英米の財産計画の概念を、より認識し、これを検討かつ継承すべき時期に到来しているように思われる。(7)

(1) イギリスの一九七五年改正税法は、その後、二度ばかり修正されていることは既述の通りである。前出本稿第一節註(4)。また、アメリカの一九七六年改正税法も、さらに大きな修正がいく度か加えられ、今日では必ずしもその儘は通用されない。前出本稿第四節註(4)—(7)。なかんずく一九八一年の経済回復課税法 (Economic Recovery Tax Act) では、適格有限確定権利 (qualifying terminable interest)、迂回信託 (bypass trust)、適格公益残余権信託 (qualifying charitable remainder trust) の新設により、無制限に近い配偶者控除が認められるように改められている点、さらに、贈与税における三、〇〇〇ドルの年次排除 (前出第四節註21) が一〇、〇〇〇ドルに増額されたことなどの諸点には注目されねばならない。

これらの詳細については、海原「前掲論文」信託復刊八八号七頁以下、同、信託復刊九二号五一頁以下。R. Adams, A. Sweet and D. Herpe, The Economic Recovery Tax Act of 1981, Trusts and Estates, October 1981, p. 16 et seq.; E. Gamble, New Tax Law May Reduce Estates Subject to Tax by 90%, Trusts and Estates, October 1981, p. 39 et seq.; B. Bromberg, Year-end Tax Tips, Trusts and Estates, November 1981, p. 17 et seq.; B. Greenberger, New Method of Computing Taxes May Weaken ERTA Relief, Trusts and Estates, November 1981, p. 28 et seq.; J. Blattmacher, The New Estate Tax Marital Deduction, Trust and Estates, January 1982, p. 18 et seq.; R. Engel, Estate Planning under ERTA, Trusts and Estates, January 1892, p. 30 et seq.; H. Ordower, Tax Act Offers New Choices, Trust and Estates, January 1892, p. 35 et seq.

(2) ここでは、些か古典的ではあるが、アメリカにおける財産計画の第一者と称される Casner 教授の代表作 Estate Planning (3rd ed. 1961) から、その収める題目だけを紹介して置く。1. Introduction, 2. Estate Plan created by

operation of law, 3. The will as an instrument in the estate plan, 4. Income taxation of estates, 5. The revocable inter vivos trust as an instrument in the estate plan, 6. Other types of inter vivos trusts and family annuities, 7. Non-trust gifts, 8. Life insurance, 9. Employee benefits, income in respect of decedents and social security, 10. Concurrent interests including community property, 11. Future interests including the rule against perpetuities and related rules, 12. Powers of appointment including discretionary trusts, 13. The marital deduction, 14. Charitable dispositions, 15. Disposal of a business interest or a farm, 16. Multiple state death taxation, 17. Multiple state income taxation, 18. Estate plans which cross state or national borders, 19. Administrative provisions, 20. The selection of the fiduciary.

同書以外にも、アメリカでは数多くの財産計画に関する文献がみられるが、以下の著作は推奨に値するであろう。J. Farr, An Estate Planner's Handbook (3rd ed. 1966); R. Holzman on Estate Planning (1967); J. Trachtman, Estate Planning (1968); W. Bowe, Tax Savings Through Estate Planning (2nd ed. 1966).

イギリスでは独立して財産計画を取扱った著書はほとんどみられない。アメリカのビジネス的信託とは異なり、伝統的に個人信託ないし家族間信託を主流とするため、信託の著書すなわち財産計画に所以するものと思われる。

なお、本稿冒頭で紹介したイギリスにおける財産計画の泰斗たる Maudsley 教授は（前出本稿第一節註1）、昨年九月サン・ディエゴにおいて急逝された。私にとり師であり友であった同教授の訃報に接し、オックスフォードでの共同作業の労苦がしまさらながら懐しく偲ばれる。紙面を借りて、教授の冥福を心から祈りたい。

(3) J. Dodge, Beyond Estate and Gift Tax Reform: Including Gifts and Bequests in Income, 91 Harv. L. Rev. 1178 (1978).

本論文で、教授は贈与ならびに遺贈が同時に受贈者または受遺者の所得税基準に包含さるべきという大変ユニークな所説を述べている。同趣旨の論文に、D. Crumbley and K. Orback, How to Shift the Gift Tax to the Donee, Trusts and Estates, June 1978, p. 350 et seq.

(4) C. Peterson, Golden Age Ends, Transfer Tax Begins, Trusts and Estates, August 1981, p. 35.

(5) たとえば、海原「アメリカにおける労働信託法」信託法研究創刊号十五頁、同「信託の分類に関する一提言」法政研究四

六巻二―四合併号五四〇頁。

なお、T.R.A. では、遺産税に対しては I.R.C. §2055 で、また、所得税に対しては同じく §170 で、それぞれ大幅の公益控除が規定されている。

(6) このことをとくに強調するものとして、R. Whitman, The Estste Planning Team of the Future, Trusts and Estates, January 1978, p. 21 et seq.

(7) ただ、本稿でしばしば嘆息を覚えたように、英米の財産計画なかんずく課税額の具体的な計算方法は、まことに複雑かつ難渋である。それはまた、反面において、信託財務に関する計理士、税理士、コンサルタント等のいわゆるスペシャリストの活動と育成、さらには、信託にたずさわる学界と実務界双方の密接な協力とより一層の研究努力を要請するものであろう。

この意味で、本稿第四節で詳述した世代跳躍信託に関する設例ではあるが、T. Belknap, Planning Under the Generation-Skipping Tax, 19 B.C.L. Rev. 446 は、今後あるべき財産計画の一指標を提供するものとして、吾人にとっても大変参考になるのではなかろうか。その詳細は別の機会に紹介したい。

本稿の(一)、(二)、(三)の全篇を、水波朗、林迪廣、蓮井良憲、大原長和四教授の御還暦祝賀に献げる。